

第六回 帝國議會 貴族院議事速記錄第十號

明治二十七年五月二十六日 要求候也

明治二十七年五月二十六日(土曜日)

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文

午前十時三十六分開議

議事日程 第十號 明治二十七年五月二十六日

午前十時開議

第一 紙幣模造取締法案(提出)  
第二 新聞紙條例中改正法律案(衆議院提出)  
第一 読會ノ續(特別委員長報告)

第一 読會ノ續(特別委員長報告)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 昨二十五日衆議院ヨリ政府提出(甲)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案、(乙)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案、(丙)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案、鐵道敷設法中改正法律案、(己)鐵道比較線路決定ニ關スル法律案、國稅徵收法中改正法律案、明治二十二年勅令第百四十一號第一條改正法律案、明治二十三年法律第四號中改正法律案、軍用電信條例法律案、實業教育費國庫補助法案、是レ丈ケノ案ヲ受領致シマシテゴザイマス。今朝政府ヨリ通牒ヲ受領致シマシタニ依ツテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

〔中根書記官長朗讀〕

豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案三件

右法律案ハ緊急ノ事件ニ付議院法第二十八條但書ニ依リ議定相成度此段及

要求候也

明治二十七年五月二十六日

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

鐵道敷設法中改正法律案

右法律案ハ緊急ノ事件ニ付議院法第二十八條但書ニ依リ議定相成度此段及

要求候也

明治二十七年五月二十六日

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

鐵道比較線路決定ニ關スル法律案

右法律案ハ緊急ノ事件ニ付議院法第二十八條但書ニ依リ議定相成度此段及

テ沒收セラレタノヲ見マスト世間ニ害ヲ及ボスニ相違ナイト云フコトナ感ジ  
マシテゴザイマス、是レヨリ原案ヲ修正致シマシタ次第ヲ申述ベマス、第三  
條ニ於テ「所有ニ屬スルモノ」ト云フノヲ「所持ニ係ルモノ」ト云フコトニ修正  
ナ致シマシタノハ少シク理由ガアルノデゴザイマス、一體此有害ナル模造品

ガ世間ニ傳播セヌ様ニト云フ取締目的ヲ達シマスルノニハ此ノ所有ニ屬スル  
モノトアリマスト例ヘバ警察官ガ之ヲ認メタトキニ是レハ他人ノモノニア  
ル、或ハ借リタモノダト云フ様ナコトガアッテハ直ニ夫レナ差押ヘルト云フ  
コトノ差支ヲ生ジヤウカト斯ウ云フノデ所有ノ有無ニ拘ラズ所持シテ居ルモ  
ノナ見タトキハ夫レナ取押ヘルコトガ出來得ル様ニト云フ趣意カラ致シテ所

持ニ係ルモノト云フ修正ニナリマシタノデゴザイマス、第四條ナ加ヘマシタ  
ノハ此明治九年布告ノ第五十七號ト申シマスノハ質造金銀銅貨紙幣等取扱  
規則ト云フモノガアリマス、夫レハ銀行又ハ爲替方又ハ兩換店又ハ官廳ニ於  
テ貨幣ノ鑑定ナ致シマスル際ニ不正ノ質造品等ヲ發見致シマシタトキニハ其  
所持人ノ面前ニ於テ截斷セヨト云フコトガアリマス、夫レデ此模造紙幣モ  
或ハ多數鑑定ナドナスル中ニ發見スルカモ知レナイ、其處分ノ途ガナイトキ  
ニハ其鑑定人ハ唯模造ダト云フコトナシテ本人ニ差戻スヨリ外ニ仕様ガナ  
イ、然ルニ此取締法ナ設ケル上ニ附イテハ夫レナ發見シタ時分ニ又所持人ニ  
差戻スト云フコトニ致シテハ完全ヲ缺キマスルニ附キマシテ此明治九年布告  
第五十七號ナ適用スルコトニシタナラバ又一端ノ取締ニナラウカト云フ趣意  
ナ以テ追加ニナッタノデゴザイマス、大要修正致シマシタ趣意ハ斯ノ如キ譯  
デゴザイマス、速ニ御賛成ニナッテ通過アラムコトナ希望致シマス、

○子爵谷干城君 少シク御尋子シタウゴザイマスガ、此明治九年ノ布告ハ  
私ハ諦誦致シマセヌガ、ドウ云フノデスカ、  
○藤村紫朗君 質造金銀銅貨紙幣等取扱規則ト云フノデアリマス、チヨウ  
ト其文ヲ讀ミマスト「銀行又ハ爲替方又ハ兩替屋又ハ官廳ニ於テ傭入候鑑定  
人等金銀銅貨紙幣ヲ鑑定ノ節質造品取扱規則左ノ通相定候」ト斯ウ云フコト  
デゴザイマシテ、其質造品ヲ見出シタトキハ其原由及持主ノ宿所姓名ヲ尋子  
テ其面前ニ於テ截断セヨト云フコトデゴザイマス、

○子爵谷干城君 面前ト云フノハ……  
○藤村紫朗君 持主……鑑定ナ受ケル者デアリマセウ、  
○子爵谷干城君 夫レハ分リマシタ、此第三條ノ所持ト所有ト云フコトニ  
附イテ大變區別ノアル様ニ御説キニナッタ様デゴザイマスガ、所持ト云フ方  
ノ側デ云フト唯使ニ往々タ者デ所有ト云フト或ハ所有主ガ持ツテ居タト云フ  
コトデスガ、

○藤村紫朗君 其積リデゴザイマス、所持ト申シマスト例ヘバ使ニ參ル者  
ガ持ツテ居ツテモ借用シテ持ツテ居ツテモ他ニ所有主ガアッテモ所有所持ノ  
區別ナク所持スル者ハ差押ヘルコトナ得ルト云フ積リデ修正ニナッタノデゴ  
ザイマス、

○子爵谷干城君 差押ヘデハアリマスマイ、沒收スルト云フ……

○子爵谷干城君 左様デゴザイマス、

○子爵谷干城君 ソコデ此沒收ハ……差押ナラバ分リマスが沒收ト云フコ  
トニナルト即チ其所有權ヲ沒收スルコトニナル、固ヨリ是レ等ノ事ニ附イテ  
ハ餘程御吟味ノアッタコト思ヒマスガ、輒ク人ノ所有ヲ沒收シテモ宜シイ  
ト云フ御考ヘデゴザイマスカ、

○藤村紫朗君 無論、世間ニ有害ナルモノヲ取締ル法則デアリマスカラ其  
傳播ヲ防グト云フ目的カラ致シマシテ差支ナイト云フ考ヘナノデアリマス、

○子爵谷干城君 ソコデチヨツト例ナ設ケテ申シマスト斯ウ云フコトガ出  
來ヤウト思フ、茲ニ谷干城ナラバ谷干城ト云フ者ガアル、所ガ是レガ眼ガ惡  
ルクシテ夫レナ受取ッタ、サウシテ夫レナ本統ノ物ト思ウテ何モ分ラヌ婦女  
子ニ之ヲ渡ス、ソコテ其婦女子ハ谷干城ヨリ其模造紙幣ヲ受取ッテ夫レナ持  
ツテ往ツテ見ルト行ケナイ、直グニ取上げラレル、所ガ若シ是レガ唯差押ヘ  
タノミデ沒收サレヌトキハ夫レナ訴ヘレバ眼ガ惡ルカッタ、誠ニ氣ノ毒ダ、  
其代リナ遣ラウト云フコトモ出來マスガ、夫レナ沒收スルト云フトキハ唯取  
上げラレテ所有權ヲ失フ、夫レ等ノコトハ隨分私ハ多カラウト思フガ御詮議  
ニナッタノデスカ、

○藤村紫朗君 左様ナ細カナコトマデノ詮議ハ委員會ニハアリマセヌデシ  
タ、前ニ御答ヘシタ通り有害品ヲ成ルベク傳播サセヌト云フ目的ヲ達セムガ  
タメニ所有ノ有無ニ拘ラズ持ツテ居ル者ハ差押ヘ沒收スルト云フ丈ケノ考ヘ  
デアリマス、

○子爵谷干城君 サウ云フコトニナルト沒收ト云フト直グニ取ラレテ仕舞  
フ、差押ト云フト返スト云フコトガアル、或ハ又處分ノ仕様ガアル、御説明  
ダト差押ヘル様ニモアリ沒收スル様ニモアリ不分明デアリマス、

○藤村紫朗君 茲ニ書イテアル通り沒收デアリマス、沒收ト云フノヲ私ハ  
言葉デ差押ヘト云ツタノデアリマス、

○村田保君 本員モ質問致シマス、此第一條ニ「紙幣ニ紛ハシキ外觀ヲ有  
スルモノヲ製造シ又ハ販賣スルコトナ得ス」トアル、模造ノ紙幣ヲ製造シタ  
リ販賣シテハナラヌト云フコトガアル、製造シテハナラヌト云フト法律ニ於  
テ禁制シタル物件ト云フコトニナルト思ヒマス、所ガ刑法ノ四十四條ニ「法  
律ニ於テ禁制シタル物件ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒收ス」トアル、即チ是  
レハ法律ニ於テ禁制シタル物件ニ違ヒナイト思ヒマスガ、委員デハ刑法ノ四

十四條ノ彼ノ條トドウ云フ關係ヲ持ツテ居ルト云フ御調ベデアリマスカ、夫レナツシ伺ヒタイ、夫レカラ此第三條ノ沒收ノコトニ付キマシテハ唯今谷君カラ御尋子ニナリマシタカラ申シマセヌガ、先ツ暫ク沒收ト云フ字ニシマシテモ宜シウコザイマスガ、「警察官ニ於テ之レナツ没收スルコトナ得」ト云フコトガアル、サウシマスト第一條ノ禁制シタル物件デゴザイマスカラ製造スルコトモナラヌ又賣ルコトモナラヌ、之ヲ警察官が沒收スルコトナ得トアルト沒收シナクトモ宜イ、沒收スベシト云ヘバ必ズ警察官が沒收シナケレバナラヌ、警察官ニ於テ之ヲ沒收スベシトアレバ第一條ノ禁制シタル物件ハ必ズ沒收シナケレバナラヌ、所ガ沒收スルコトナ得ト云ヘバ或ハシナクテモ宜イト云フコトニナル、其處ハドウ云フモノデスカ、矢張リシナクテモ宜イト云フコトデ「得」ノ字ヲ入レタノデアリマスカ、必ズ斯ウ云フモノヲ製造シタリ販賣シタリスルコトハ出來ヌカラ警察官が沒收シナケレバナラヌト云フノデスカ、或ハ得デアルカラシナクテモ宜イト云フノデアリマスカ、夫レナツ御尋子シタイ、

○藤村紫朗君 先キノ箇條ヨリ御答ヘ致シマスガ、模制品ハ即チ刑法ノ四十三條ノ第一項三「法律ニ於テ禁制シタル物件」トアルノデゴザイマス……〔村田保君「私ノ御尋子致シマシタノハ四十四條デゴザイマス」ト述アリマス」ト述ブ〕

私ノ御答ヘシマシタノハ四十三條ノ但書ニ依テ差支ナイト云フ議論ニ纏ツタノデゴザイマス、

〔村田保君「四十四條ヲ御尋子シタノデス」ト述ブ〕

四十四條ハ私ハ此處ニ持チマセヌガドウ云フコトデスカ、

〔村田保君「四十四條ハ法律ニ於テ禁制シタル物件ハ何人ノ所有ナ問ハズ之ヲ沒收スルト云フコトガアル、法律ニ於テ禁制シタルモノデアルカト云フ御尋子」ト述ブ〕

夫レハ法律ニ於テ制禁シタル物件ト云フ考ヘデアリマス、夫レナ刑罰ノ四十條ノ但書ニ依ツテ別ニ沒收ノ例ヲ定メルト云フコトデ夫レナ警察官ニ於テ沒收スルコトナ得セシムルト云フ考ヘデゴザイマス、第二ノ御問ヒハ其事モ委員會デ議論ハ出マシテゴザイマスガ、抑此法律ハ警察官ニ向ッテ……警察官ノミニ向ッテ命令スルモノデハナイ、一般ニ布クモノデアッテ、言ハバ警察官デ之ヲ沒收スルコトナ得ト云フノデ沒收スルカモ知レヌゾト云フ意味ナリ

以テ出ス様ナモノデアルカラ、是レデ宜カラウト云フ様ナコトデ決定シマシタノデゴザイマスガ御意見ガアリマスナラバ……

〔村田保君「夫レナラバ沒收シナクテモ宜イノデスカ」ト述ブ〕

書イテアル通リデ警察官が沒收スル時ハ沒收スルノデアリマス、善イノ惡ルイノト云フコトハ一向ナイ、

〔村田保君「警察官ノ考ヘ次第ト云フコトニナルノデスカ」ト述ブ〕

左様デゴザイマス、

○田中芳男君 本員モ御尋子致シタウゴザイマス、此第四條ガ新ニ設ケラレマシタガ、是レハ全體原案デハ丸デナイコトデゴザイマスガ、原案テ落チマシタカラシテ新規ニ入レマシタノカ、或ハ原案ノ立チマス頃ニハ斯様ナ條ナ適用センデモ宜イト云フコトニナツタノデゴザイマスカ、如何デゴザイマスカ、

○藤村紫朗君 其事ハドウガ政府委員カラ御答ヘニナルデゴザイマセウ、○男爵渡邊清君 唯今村田君ノ御問ヒニ沒收スルコトナ得ルト云フコトノ趣意ヲ辯明ニナツタデアリマスガ、本員抓ノ考ヘデ見ルト沒收スルコトナ得ルト云フノハ特ニ警察官ニ許スノ言葉デ、當リ前ヲ云ヘバ裁判官ガ手續ヲ履ンデ沒收スベキノデアルケレドモ、之ニ限ッテ警察官ニ於テ沒收スルコトナ得ルト特ニ與ヘタノデハナイカト考ヘテ居リマシタガ、夫レナラ差支ナイ様ニアルガ其邊ハ違ヒマスデゴザイマスカ、

○藤村紫朗君 先キニ村田君ニ御答ヘ致シマシタ積リデゴザイマスガ、沒收スルコトナ得ト云フト沒收シテモ宜イト云フコトニ見エマスガ、此法律ハ單リ警察官ニ向ッテ命令スルノデハナイ、人民ニ示スノデアル、本來ガ持ツテ居レバ取上ダレルカモ知レヌ、沒收サレルカモ知レヌゾト云フ様ナ意味ガアルニ附イテ是レデ宜カラウ、之ヲ沒收スルセメントハ警察官ノ寛嚴ニアルノデゴザイマシテ、是レデ法律ノ目的ヲ達スルコトガ出来ヌ、或ハ緩慢デアルト云フ御考ヘナラバドウガ修正説ノ御提出ヲ希望致シマスル、

○男爵楨村正直君 先刻ノ御演説中ニ本莊子爵ヲ以テ裁判所ニ照會シタト云フ斯ウ云フコトデゴザイマスガ夫レハ議院法ノ四十四條ニ差支ハアリマセヌカ、

○藤村紫朗君 決シテ議院法ニ依ツテ議院ヨリ紹介シテ借リタト云フノデ裁判所ニ向ッテ借受ケタノデゴザイマス、

○男爵楨村正直君 ドウ云フ規則ニ依ツテ……

規則ニハ依リマセヌ、此景況ヲ確メルタメニ見タノデアリ

マス、規則ニハ何モアリマセヌ、

○男爵楨村正直君 規則ナシデゴザイマスカ、

○藤村紫朗君 ハイ、

○村田保君 先程田中君カラ政府委員ニ質問ガゴザイマシタが政府委員ニ

ドウカ説明チ求メマス、

○政府委員(田尻稻次郎君) 是レカラ申上ダマスルが第四條ハ政府案ニハ

ナイノデゴザイマス、是レハ委員ニ於テ特ニ氣付カレマシテサウシテ這入ッ

タ條デアリマシテ、政府ニ於テモ之ニ異存ハ言ハナカツタノデゴザイマス、

委員會ニ於テハ此通り差支ナイト云フ政府ハ見込デアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 他ニ御發言モゴザイマセ子バ第二讀會ヲ開ク

ヤ否ヤノ決チ採リマス、第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數ト認メマス、

○起立者 多數

○尾崎三良君 緊急動議ナ提出致シマスガ、其緊急動議ノ趣意ハ鐵道比較

線路ニ關スル決定法案其他數件昨日衆議院ヨリコチラニ送付ニナリマシタ案

デゴザイマスガ、是レハ豫テ政府ヨリモ緊急事件デアルニ依ツテ早ク議定チ

シテ吳レト云フ請求モアリマスシ、旁々此際議事日程ヲ變更シテ直ニ此法案

ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス、ドウカ滿場諸君モ御同意デ此事

ニ贊成ヲ希望致シマス、

○子爵松平信正君 尾崎君ノ動議ニ贊成致シマス、

○男爵伊達宗敦君 贊成、

○松本鼎君 尾崎君ニ贊成シマス、贊成シマス趣意ナ一言致シマスガ、是

レハ政府カラ緊急事件ト云フ要求ガゴザイマスシ、且ツ昨日ノ比較線ニ連絡

シテ居ルコトデモアリマスルカラ、唯特別委員ニ付スルト云フ丈ケデ格別時

間ヲ費スコトハナイト思ヒマスカラ、夫レデ尾崎君ニ贊成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 尾崎君ノ唯今ノ御動議ハドレドレゴザイマ

スカ、

○尾崎三良君 昨日衆議院ヨリ回ハリマシタ鐵道ニ關スル法案悉クデゴザ

イマス、夫レデ申セバ鐵道比較線路決定ニ關スル法案(己)ト云フ字ガアリマ

ス、夫レカラ豫定線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案、之ガ

甲乙丙ト云フマデゴザイマス、先づ夫レ丈ケノ積リデゴザイマスガ、若シ

漏レテアッタナラバドウゾ入レテ戴キタイ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レデ、モ一ツ鐵道敷設法中改正法律案ト云  
フノガアリマス、夫レハドウナリマスカ、

○尾崎三良君 ソンナラ夫レモ……是レハモウ第一讀會ノコトデゴザイマ  
スルデ必ズ特別委員ニ付託スルコトニナリマセウト思ヒマスカラ、左スレバ  
數ガ多クテモ何モ其様ニ御迷惑ハアルマイト思ヒマスカラ、ドウカ一縷ニ……  
メテ出ス様ニ致シタイト思ヒマス、ドウゾ是レモ一縷ニ……

○子爵小笠原壽長君 本員ハ唯今第一讀會ヲ御開キニナリマシタ紙幣模造  
取締法案ハ格別時日ヲ費ス法案デハナカラウト思ヒマスカラ本員ハ直ニ議事  
日程ヲ變更シテ第二讀會ヲ開カレムト云フコトヲ希望スルト云フ動議ヲ提出  
致シマス、

○村田保君 本員ハ尾崎君ニ贊成、

○子爵日野西光善君 小笠原子爵ニ贊成、

○子爵本莊壽巨君 小笠原君ノ動議ニ贊成シマス、

○子爵曾我祐準君 私ハ尾崎君ニ贊成致シマス、鐵道ニ係ル法律案ハ數々  
委員會ノ方ニ回ツテ居リマスガ、彼ノ連帶アル問題ノタメニ捲取ガ甚ダ宜シ

クナイデゴザイマス、夫レ故ニ尾崎君ガ此動議ヲ提出サレタコトト思ヒマ

ス、尾崎君ニ贊成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) ニツノ動議ガ成立ツテ居ル、一ツハ此紙幣模

造取締法律案第二讀會ヲ直ニ開クト云フ小笠原子爵ノ動議、夫レト議事日程

ヲ變更シテ直ニ鐵道ニ係ル法律案即チ尾崎君ガ唯今述べラレタ五ツノ案ノ第一

讀會ヲ開クト云フ動議ガアリマス、順序ニ決チ採リマス、小笠原子爵ノ動議

ニ係ル紙幣模造取締法律案第二讀會ヲ直ニ開クト云フ之ニ贊成ノ諸君ハ起立

チ請ヒマス、

○起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、次ニ尾崎君ノ動議ニ係ル

鐵道案五件、之ヲ議事日程ヲ變更シテ直ニ第一讀會ヲ開クト云フ之ニ贊成ノ

諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數ト認メマス、依ツテ議事日程ヲ變更致

シマシテ直ニ開クトニナリマス、先づ(甲)豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ

敷設許可ノ件ニ關スル法律案、此第一讀會ヲ開キマス、朗讀ヲ致サセマス、

○安場保和君 議長、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今朗讀ヲサセマス、

○安場保和君 其前ニ申立テテ置キタイコトガアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 此案ニ附イテノ御發議デゴザイマスカ、

○安場保和君 此案ト連續シテ居リマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レナラ朗讀ノ後ニ……

- 安場保和君 併シ朗讀ノ前ニ申立テタイノデゴザイマス、併シ御許シガナケレバ仕方ガゴザイマセヌ、其朗讀ノ事ニ附イテデゴザイマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 安場君、  
○安場保和君 唯今尾崎君ノ動議ニ依ツテ議事日程ヲ變更シマスノデアリセウガ、此節ノ議會ハ僅ニ三週間ノ短期ノ極點ナル會期デアリマス、殊ニ緊急ノ動議ハ續々政府ヨリ提出ニナリマシテ既ニ數々緊急議案トシテ委員ニ付託セズニ議セヨト云フ様ナ請求モゴザイマシタ位ノコトデアリマスカラ、寸時間モドウモ時間ナ惜ミタイト思ヒマスカラ、唯今五ツバカリノ議案ヲ議事日程ヲ變更シテ議セラル、ト云フコトニナリマシテハドウガ唯今ノ議案朗讀ニ引續イテ總テノ議案ヲ朗讀ニナツテ時間ナ省キタイト存ジマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハドウモ規則ニ背キマス、第一讀會ハ一ツノ案ヲ開クノデアリマカラ、第一讀會ヲ幾ツモ一遍ニ開クコトハ出來マセヌ、
- 安場保和君 規則ニ背イテ居ルコトハ存ジテ居リマスガ、便法トシテ出来ルコト思ヒマシテサウシタイト云フ意見ヲ述べマシタ譯デ御取捨ハ議長ニアリマスコトデ……
- 子爵曾我祐準君 唯今朗讀ニナラムトスル案ハ鐵道比較線路決定ニ關スル法律案(己)ト云フ印シノアリマス案デゴザイマスカ、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) イエ、豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案、
- 子爵曾我祐準君 更ニ伺ヒマスガ、比較線路決定ニ關スル法律案ガマダ一ツ委員ニ付託ニナラヌノガアリマス、即チ甲乙丙丁戊マデアリマスガ(己)ガ一ツ残ツテ居ル、チヨット申上ダマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ順序ガ後ニナリマス、
- 〔有賀書記官朗讀〕
- 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案右政府提出案本日本院ニ於テ修正議決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
- 明治二十七年五月二十五日

衆議院議長 楠 本 正 隆

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法豫定鐵道線路中左ノ線路ハ私設鐵道會社ニ其ノ敷設ヲ許可スルコトヲ得

一東京府下上野ヨリ千葉縣下千葉佐倉ヲ經テ銚子ニ至ル鐵道線ヨリ分岐シテ木更津ニ至ル鐵道線中千葉縣下千葉ヨリ曾我町ニ至ル鐵道  
一福岡縣下久留米ヨリ山鹿ヲ經テ熊本縣下熊本ニ至ル鐵道線中熊本縣下山鹿ヨリ植木ニ至ル鐵道

- 政府ハ前項ノ許可ヲ與フル場合ニ於テ本線路ノ全部ヲ敷設スルノ必要ヲ認ムルニ當リ其ノ會社ニ於テ之力敷設ヲ爲サ、ルトキハ其ノ建設費實費ヲ以テ前項ノ鐵道ヲ政府ニ買收シ又ハ之ヲ他ノ會社ニ賣渡サシム爲相當ノ條件ヲ附スヘシ
- 山川浩君 政府委員ハ説明シマスカドウデスカ此案ニ……
- 政府委員(末松謙澄君) 急ニ議事日程ガ御變更ニナツタモノデスマダ來マセヌガ今來ル様ニ呼ビニヤリマシタ、私ハ當局者デアリマセヌカラ……
- 子爵曾我祐準君 政府委員ノ説明モ必要カハ存ジマセヌガ是レハ詰マリ委員ニ付託ニナツテ調査スベキモノデアリマセウニ依ツテ私ハ此際之ヲ委員ニ付託スルト云フ動議ヲ提出致シマス、
- 三浦安君 贊成、
- 村田保君 本員ハ贊成ハ致シマスガ、ドウカはレハ期日ヲ限リタイ、ドウガ明後日中ニ報告ニナル様ニ致シタイト思ヒマス、
- 尾崎三良君 贊成、
- 松本鼎君 曾我君ニ贊成致シマスガ、併シ特別委員ハ昨日ノ特別委員ニ付託シマシテ同様ニ今日ヨリ四日間内位ニ收メテ欲シトイト思ヒマス、
- 尾崎三良君 唯今ドナタカラカ明後日中ニ取調べテ報告スル様ト云フ說ニ贊成致シマス、
- 子爵曾我祐準君 日時ヲ二日ト云フコトハ實際無理ト思ヒマスニ依ツテ私ハ四日ノ間ヲ置キタイト云フ動議ヲ提出致シマス、昨日モ諸君四日位ガ適當ト云フコトデ御贊成ガアリマシタカラ多分此說ニハ皆サン御贊成下サルコトト存ジマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 四日デス、
- 子爵曾我祐準君 四日デス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) サウスルト松本君ニ贊成デスナ、
- 山川浩君 唯今ドナタカラノ御發言デアリマスカラ前ノ鐵道委員ト同一委員ニ付託スルト云フ說ガ出マシタガ、中々鐵道ノコトハ調査ヲスル件々モ澤山デアリマスカラ連モ出來マイト思ヒマス、故ニ別ニ此委員ヲ議長ヨリ指名セラレムコトヲ望ミマス、
- 伯爵小笠原忠忱君 山川君ニ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 曾我子爵ハ四日間ト云フコトヲ松本君ニ贊成  
デスカ、或ハ同一委員ト云フコトヲ贊成デスカ、  
○子爵曾我祐準君 私ハ松本君ノ說ハ同一委員ト云フコトヲ承ヌ様デシ  
タガ……

○松本鼎君 申シマシタ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 松本君ハ同一委員ト云フコトヲ發議ニナリマ

シタ、  
○子爵曾我祐準君 然ラバ夫レニ贊成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 尾崎君ハ村田君ノ說ニ贊成デスカ、

○尾崎二良君 日ノ極メ方ハ村田君ニ贊成シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 此案ハ政府ノ要求ニ依ツテ委員ニ付セザル筈

ノデゴザリマス、併シ動議が出マシテ贊成ガアル以上ハ特別委員ニ付スルヤ  
否チ決シマセウ、……表決ニ付スル積リデアリマス、夫レカラ同一委員ニ付  
スルト云フ說ト期限ハ明後日マデト云フノト四日内ニト云フ說トニッゴザリ  
マス、順序ニ決ナ採リマス、本案ヲ特別委員ニ付スルト云フ曾我子爵ノ說ニ  
贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザリマス、次ニ松本君ノ動議ニ係  
ル同一委員ニ付託スルト云フ說ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザリマス、次ニ松本君ノ動議ニ係ル  
審查期限ヲ明後日中ト定ムルト云フ說ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザリマス、次ニ松本君ノ動議ニ係ル  
審查期限ヲ四日間トスルコトニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザリマス、依ツテ同一委員ニ付託  
シテ四日間ニ審查期限ハ定マリマシタ、次ニ(乙)豫定鐵道線路中私設鐵道會  
社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案第一讀會ヲ開キマス、朗讀致サセマス、

豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案  
右政府提出案本日本院ニ於テ可決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付  
候也

〔有賀書記官朗讀〕

豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案  
右政府提出案本日本院ニ於テ可決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付  
候也

明治二十七年五月二十五日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

衆議院議長 楠 本 正 隆

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法豫定鐵道線路中左ノ線路ハ私設鐵道會  
社ニ其ノ敷設ヲ許可スルコトヲ得  
一新潟縣下新津ヨリ福島縣下若松ヲ經テ白河本宮近傍ニ至ル鐵道  
一兵庫縣下姫路ヨリ生野若クハ篠山ヲ經テ京都府下舞鶴又ハ園部ニ至ル  
鐵道若クハ兵庫縣下土山ヨリ京都府下福知山ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線  
中兵庫縣下生野ヨリ和田山ヲ經テ京都府下綾部ニ至ル鐵道

一福岡縣下飯塚ヨリ原田ニ至ル鐵道

○政府委員(鈴木大亮君) 唯今朗讀ニナリマシタ法律案、私設鐵道敷設ノ  
願が出居リマスノデ、之ヲ許可スルニ當リマシテ鐵道敷設法ニ規定シテゴ  
ザリマスル通り帝國議會ノ協賛ヲ經マスル必要ガゴザリマス、別ニ詳シク理  
由ハ申上ゲマセヌデゴザリマスガ……

〔子爵小笠原壽長君ドウモ一向聽エマセヌカラ大聲ニ願ヒマス〕ト  
述び

速カニ御贊成アラムコトヲ希望致シマス、

○子爵平松時厚君 本案モ此前ノ曾我君ノ提出ニナリマシタルトキト同ジ  
コトデゴザリマスカラ同一委員ニ付託シテ且ツ期間ハ四日間ニ審查スルコト  
ニ致シタイト思ヒマス、

○子爵曾我祐準君 贊成、

○三浦安君 贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 平松君ノ動議ニ係ル之ヲ同一委員ニ付託シテ  
期間ハ四日トスル動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 總半數デゴザリマス、次ニ(丙)豫定鐵道線路  
中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案第一讀會ヲ開キマス、

豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件ニ關スル法律案  
右政府提出案本日本院ニ於テ可決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付  
候也

明治二十七年五月二十五日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

衆議院議長 楠 本 正 隆

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法豫定鐵道線路中左ノ線路ハ私設鐵道會社ニ其ノ敷設ヲ許可スルコトナ得  
 一新潟縣下直江津ヨリ新潟及新發田ニ至ル鐵道  
 一京都府下京都ヨリ舞鶴ニ至ル鐵道  
 一奈良縣下高田ヨリ五條ヲ經テ和歌山縣下和歌山ニ至ル鐵道線中五條ヨリ  
 リ和歌山縣下和歌山ニ至ル鐵道  
 一福井縣下敦賀ヨリ石川縣下金澤ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道線ヨリ  
 分岐シテ石川縣下七尾ニ至ル鐵道  
 一東京府下上野ヨリ千葉縣下千葉佐倉ヲ經テ銚子ニ至ル鐵道線中千葉縣下佐倉ヨリ銚子ニ至ル鐵道  
 一茨城縣下水戸ヨリ福島縣下平ヲ經テ宮城縣下岩沼ニ至ル鐵道  
 一奈良縣下奈良ヨリ三重縣下上柘植ニ至ル鐵道  
 一兵庫縣下姫路ヨリ生野若クハ筆山ヲ經テ京都府下舞鶴又ハ園部ニ至ル鐵道若クハ兵庫縣下土山ヨリ京都府下福知山ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道線  
 一福島縣下福島近傍ヨリ筆山及谷川ヨリ京都府下福知山ニ至ル鐵道  
 中兵庫縣下谷川ヨリ筆山及谷川ヨリ京都府下福知山ニ至ル鐵道  
 一福島縣下福島近傍ヨリ筆山及谷川ヨリ京都府下福知山ニ至ル鐵道  
 ナ經テ青森ニ至ル鐵道線ヨリ分岐シテ山形縣下酒田ニ至ル鐵道  
 ○政府委員(鈴木大亮君)此議案モ矢張リ前申上ダマシタ通リノ次第デゴザリマス、成ルベク速ニ此協賛アラムコトナ希望致シマス、  
 ○子爵内藤政共君政府委員ニチヨット質問致シタイコトガゴザリマス、此豫定鐵道線路中ノモノノ私設ヲ許スト云フコトニ付テ昨日政府委員ノ御辯明中私設ノモノニハ或ハ一やるをノ目方ト云フモノハ政府ノ方デハ六十ばうんビデアルガ私設鐵道ノ方ハ四十ばうんビナ用ヒルモノモアリ或ハモット小サイモノナ用ヒルト云フ御話デゴザリマシタガ、此線路ハ矢張リ私設ヲ御許シニナラヌ御積リデゴザリマスカ、  
 ○政府委員(鈴木大亮君)御答ヘナ申シマス、必シモ六十ばうんビノレーナ用ヒサセルト云フ譯デハアリマセヌ、官設ニ致シマスル分ハ勿論完全ナ用ヒマス、營業デゴザイマスルト必シモ完全ナコトバカリ望ム譯ニハ行キマヌモノデゴザイマスカラ、矢張リ四十ばうんビノレーナ用ヒマスルモアリマス、去ナガラ鐵道ノ安全ヲ保ツト云フコト丈ヶハ監督上十分ニ注意致シマス、  
 ○子爵内藤政共君モウ一應御尋子致シマス、唯今ノ御辯明ニ依ル都合

ニ依ッテハ六十ばうんビデナイモノヲ許スト云フコトニ伺ヒマシタガ、軍用車ナッタラ非常ナ不便ガ起ルダラウト考ヘマスルガ其折ニハ又六十ばうんビニ掛ケ更ヘサセレト云フ目的デアリマスカ如何デゴザイマス、不便ノゴザイマスト云フハドノ邊ノ御心配デゴザイマスカ、別ニれーるガ輕イ、細イカラト申シテ不便ノ起ルト云フコトハゴザイマセヌ、唯保存上ニハ成ル丈ヶ太イモノナ使ッテ置キマスルガ宜シノデゴザイマス、  
 ○政府委員(鈴木大亮君)ドウ云フ場合デゴザイマスカ、モウ一應伺ヒマス、ドウシテモ保存上ダケノタメニ太イモノナ用ヒルト云フ様ナ御辯明デアリマシタ様ニ伺ヒマスガ、本員ノ考ヘマスル所デハ鐵道ハ必ズ六十ばうんビノモノナ用ヒルト四十ばうんビノモノナ用ヒルト或ハ二十ばうんビノモノナ用ヒルトデハ運搬スル所ノモノノ重量ガ違フト考ヘマスカラ、夫レデ伺ヒマス、  
 ○男爵小澤武雄君本案モ總テ前ノ案ト同様ニ同一ノ委員ニ付託ニナッテ矢張リ四日間ノコトニ相成ル様ニ希望致シマス、  
 ○子爵舟橋遂賢君贊成致シマス、  
 ○三浦安君贊成致シマス、  
 ○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)小澤男爵ノ動議ニ係ル本案モ前ノ案ト同一委員ニ付託シ審査期限ヲ四日間ト定ムト云フ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、  
 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)過半數デゴザイマス、次ニ鐵道敷設法中改正法律案第一讀會ナ開キマス、朗讀ナ致サセマス、

(有賀書記官朗讀)  
 鐵道敷設法中改正法律案  
 右政府提出案日本本院ニ於テ可決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治二十七年五月二十五日

衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法第七條第九項ノ次ニ左ノ二項ヲ追加ス  
 一中央豫定線ノ内長野縣下長野若ハ篠ノ井ヨリ松本ヲ經テ第一項ノ線路  
 ニ接續スル鐵道

一九州豫定線ノ内熊本縣下宇土ヨリ八代ヲ經テ鹿兒島縣下鹿兒島ニ至ル  
鐵道

○政府委員(鈴木大亮君) 唯今朗讀ニナリマシタ法律案ニ掲ゲテ置キマス  
ル線路ハ敷設法ノ第二條即チ豫定線中ニゴザイマスル線路デゴザイマス、夫  
レナ此際第七條ノ一期線ノ中ニ繰入レマスルタメニ此案ヲ提出致シマサ  
デゴザイマス、矢張リ前同様ニ成ルベク速ニ可決ニナリマスコトヲ希望致シ  
マスル、

○子爵平松時厚君 此案モ同様矢張リ期間ハ四日、同一委員ニ付託スルノ

動議ヲ提出致シマス

○男爵本田親雄君 平松君ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 平松子爵ノ動議ニ係リマスル前議案ト同一委  
員ニ付託シ審査期限ヲ四日間ト定ムルコトニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、  
多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ(己)鐵道比較線路  
決定ニ關スル法律案第一讀會ヲ開キマス、朗讀ヲ致サセマス、

〔有賀書記官朗讀〕

鐵道比較線路決定ニ關スル法律案

右政府提出案本日本院ニ於テ可決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付  
候也

明治二十七年五月二十五日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿 衆議院議長 楠本正隆

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法第七條第十項ノ中央豫定線比較線路ハ  
左ノ線路ヲ採ル

一長野縣下篠ノ井ヨリ松本ヲ經ル鐵道

○政府委員(鈴木大亮君) 此篠ノ井ヨリ松本ニ至リマスル鐵道ハ唯今委員  
付託ニナリマシタ鹿兒島縣ト一緒ニ掲ゲテゴザイマシタ線路デゴザイマス、此  
際ニ篠ノ井線ノ決定

是レハ比較線ヲ帶ビテ居リマスル線路デゴザイマス、此際ニ篠ノ井線ノ決定  
ヲ致ス必要ガゴザイマス、矢張リ同様ニ速ニ可決ニナラムコトヲ希望致シマ  
ス、

○子爵伏原宣足君 此案モ同ジク此前ノ同一委員ニ付託シ四日間ヲ限ルト  
致シタウゴザイマス、

○男爵渡邊清君 伏原子爵ノ動議ヲ賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 伏原子爵ノ動議ニ係ル前議案同一ノ委員ニ付  
託シ審査期限ヲ四日間トスル此動議ヲ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、  
起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、  
○子爵平松時厚君 此紙幣模造取締法案ノ第二讀會ヲ、日程ヲ變更サレ  
テ、速ニ開カレムコトヲ希望致シマス、

○男爵西五辻文仲君 平松君ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是レハ紙幣模造取締法案ノ第二讀會ヲ直ニ開  
クト云フコトハ先刻動議が出テ少數デ潰レタノデゴザイマス、

○子爵平松時厚君 先刻ハ全ク此鐵道ノコトガアッタ故ニ潰レテ居ッタモ  
ノト考ヘマス、故ニ鐵道サヘ濟メバ此動議ハ又成立チマセウト考ヘマス、

○男爵小澤武雄君 唯今平松子爵ノ動議ハ事柄ニ於テハ格別惡ルトイモ思  
ヒマセヌケレドモ一旦少數デ否決ニナッタモノニアリマスカラ今日ドウモ今  
ノ動議ハ成立ツ譯ニハ行キマセヌ、前ニ否決ニナッタ動議ヲ再ビ提出ニナル  
コトハ出來マイト考ヘマス、

○男爵西五辻文仲君 先刻小笠原子爵ノハ直ニ開クト云フコトデゴザイマ  
スケレドモ尾崎君カラデゴザイマシタカ鐵道ノ方ヲ先キニ議サウト云フタメ  
ニ否決ニナッタ様デゴザイマス、鐵道ノ方サヘ濟メバ續イテコチラノ方ヲ開  
ク云フコトナ平松君カラ言ハレマシタガ夫レニ賛成致シマス、別ニ差支ハア  
リマセヌト考ヘマス、

○安場保和君 本員デ考ヘマスレバ先刻小笠原子爵ノ動議ノ決ハ更ニ御採  
リニナラヌ様ニ思ヒマスガ如何デアリマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 採リマシタ、  
○尾崎三良君 今平松君ヨリ此紙幣模造ノ法案ヲ直ニ二讀會ヲ開クベシト  
云フ緊急動議ガ出マシタ、所ガ先キニ否決シタニ依テ或ハ最早今日ハ其說  
ハ提出ハ出來ヌカト云フ疑モアル様デゴザイマスガ別ニ議院法ナリ議院規則  
ナリニ何モナイ以上ハ矢張リ多數決デ御定メニナッタ方が宜カラウト思ヒマ  
ス、我ニハモウ鐵道ノ事が濟ンダ以上ハモウ直様第二讀會ヲ開カレテ宜カラ  
ウト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 平松子爵ノ動議ノ決ヲ採リマス、  
○子爵曾我祐準君 先刻ハ議場ノ問題ニナラヌ様ナ御宣告デアリマシタガ  
問題ニナリマスヌノデスナ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 問題ニナラヌトハ申シマセヌ、唯一應潰レタ  
ト云フコトヲ申シタノデス、

○子爵曾我祐準君 御注意マデニ……

- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 併シ動議トシテ出マシタ以上ハ一應決ナ採ラ  
ナケレバナリマセヌ、
- 子爵曾我祐準君 本員モ規則ニ於テハ、先刻鐵道ノ法案ト何レナ先ニス  
ベキヤト云フ問題デアリマシタカラ一度潰シテ二度目ニ出シテモ、規則ニ於  
テハ支ヘナイト思ヒマス、併ナガラ本員ハ新聞紙法案ヲ直ニ議セラレムコト  
ヲ贊成スルモノニアリマス、
- 男爵小松行正君 チヨット伺ヒマスガ潰レタモノヲ又後トカラ動議ニ依ツ  
テ成立ツト云フコトハ是レハ甚ダドウモ後來斯ウ云フコトガ例ニモナリマス  
カラ此法案ハ明日ニ御延バシニナッタ方ガ宜カラウト思ヒマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ銘々ノ御考ヘ次第デゴザイマス、
- 男爵小澤武雄君 再ビ動議が提出ニナリマシタニ附キマシテハ鐵道ガ何  
レカ先キカト云フコトノタメニ鐵道ガ濟ンダラ、モウ宜カラウト云フ說ガ出  
マスケレドモ、先刻小笠原君カラ發議ニナッタ時ニハ鐵道ヲ先ニスルカト云  
フ條件が附イテ居ラヌ、依ツテ斯ウ云フコトヲ恐レマスルカラ……
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ御考ヘ次第デス、決ハ採ラ子バナリマ  
セヌ、
- 男爵小澤武雄君 併ナガラ一遍議長ニ申シテ置クノニアリマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ宜シウゴザイマス、
- 三浦安君 左様ニ縛レマシタトキニハ動議ノ決チ採ルベキヤ否ヤノ先決  
問題ナ……
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) イヤ夫レニハ及ビマセヌ、
- 三浦安君 併シ、然ラズンバ不規則ノコトナス様ニナリマス、
- 子爵曾我祐準君 御尋子シタイコトガアリマス、小澤男爵ハ前キノ小笠  
原子爵ノ動議ニハ別段ニ何モ條件が附イテ居ラヌト云フガ果シテ左様デゴザ  
イマスカ、果シテ左様デアルナラバ本員ハ小澤男爵ノ方ニ贊成ヲ致シマス、  
且ツ唯今ノハ議題トナルベキモノデハアルマイト思ヒマスカラ小澤男爵ニ贊  
成、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小笠原子爵ノ動議ハ直ニ二讀會ナ開クト云フ  
コトデゴザイマシタカラ矢張リ其時分ニ動議ガ可決シタラ直ニ議ナ開イタモ  
ノト思ヒマス、故ニ鐵道問題ノアッタメニ其方ハ成立タズ鐵道ノ方が成立ツ  
タノデゴザイマスルカラ再ビ茲ニ出スト云フノデ動議ガ出タノデゴザイマ  
ス、
- 男爵伊達宗教君 小笠原子爵ノ動議ハ直ニ第二讀會ナ開クベシト云フノ

- 子爵津輕承叙君 唯今提出者ハ其理由ヲ述ベラレタト思ヒマス、
- 子爵板倉勝達君 是レハ議長ノ御考ヘノ通り決シテ苦シクナイト思ヒマ  
ス、先刻ノ動議が潰レテ其ノ間ニ鐵道ノ法案が終ツテ居ルカラソコニ間ガア  
ル、直ニデハナイ、小笠原子爵ノハ直ニ直様ト云フコトデアッタト思ヒマス  
カラ是レハ決ナ御採リニナッテ差支アルマイト思フ、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 決ナ採リマス、平松子爵ノ紙幣模造取締法案  
ノ第二讀會ナ直ニ開クト云フ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 起立者 少數
- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、新聞紙條例中改正法律案  
第一讀會ノ續ナ開キマス、特別委員長報告、
- 〔左ノ修正案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ此ニ載錄ス原字ノ塗抹ニ  
係ルモノハ字傍ニ「」ヲ附シ其修正ハ「」ヲ附シ新ニ增加シタル文  
字ニハ「」ヲ附ス〕
- 明治二十年勅令第七十五號新聞紙條例第十九條ヲ削除シ第二十條ヲ左ノ通  
改、正スニ左ノ一項ヲ加フ
- 第二十條 治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル新聞紙ハ内務  
大臣ニ於テ其發賣頒布ヲ禁シ之ヲ差押フルコトヲ得  
〔停止ハ其事項ヲ指示シ日刊新聞紙ニ在テハ一週日以内其他ニ在テハ  
三回以内トシ豫メ其日數又ハ回數ヲ定ムヘシ〕
- 〔清浦奎吾君演壇ニ登ル〕
- 清浦奎吾君 委員長黒田侯爵差支ヘニ附キマシテ本員代リマシテ委員會  
ノ經過並ニ其結果ヲ御報道ニ及ビマスデゴザイマス、本案ノ審査ハ至急ナ要  
シマスルタメニ二日間ト期限ヲ定メラレタノデゴザイマス、依ツテ昨日委員  
會ヲ開イテ審議ノ末四名ニ對スル五名ノ多數ヲ以テ修正案ノ通り可決セラレ  
マシテゴザイマス、本條改正ニ附キマシテハ第三第四議會ニ於テ十分贊成反  
對ノ辯論ヲ盡シマシテゴザイマスルカラ委員會ニ於テ格別ノ議論モゴザイマ  
ス、去ナガラ茲ニ其要略ヲ陳述致シマス、衆議院送付ノ法案ヲ贊成スル論  
旨ハ發行停止處分ハ言論ノ自由ヲ束縛シ道理ニ適セナリ、憲法ノ精神ト相副

ハザル所ノモノデアル、果シテ安寧秩序ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スル新聞紙ガアツタナラバ之ヲ世間ニ散布スルコトヲ防グタメニハ敏活ニ差押處分ナナセバ足レリ、且ツ政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂スルモノニハ此條例中第三十二條ニ制裁ガ設ケラレテ居ル、又風俗ヲ害スルモノニ附キテハ第三十三條ノ制裁モアル、左スレバ發行停止ナル生マ殺シ手段ノコトハ要サナイ、此兩項がアレバ

一ツノ事柄ニ付テ物ニ依ツテハ行政罰ト刑法罰ト二重ニ處分セラル、コトガアル、殊ニ近來當局者が停止處分ヲ行フ所ナ見ルニ頗ル其當ナ失シ徃々偏頗ニ流ル、處置モアル見認メラル、デ本條が治安維持ノ用ニ供セラレズ、却テ政府安保護ノ痕ヲ見認メラル、依ツテ道理上ニ於テモ又實際上ニ於テモ斷ジテ之ヲ廢スルハ當然ノコトデアルト云フノガ、即チ衆議院送付ノ法案ナ贊成スルノ論旨デゴザイマス、又修正論者ノ說ニ於キマシテハ修正案ハ第四議會ニ於テ貴族院ノ可決ヲ經タモノデアル、故ニ其可決ノ精神ヲ重ンジ決議ノ精神ヲ激變セシム様ナコトハナイ方ガ宜シイ、殊ニ其後ニ於ケル新聞紙ノ有様ニ徵スルニ發行停止ヲ全廢スル程ノ場合ニハ至ラヌ、故ニ言論ノ自由ニ幾分ノ制限ヲ設クルハ今日ノ人文ノ程度ニ應ジテ已ムナ得ナイコトデアラウ、成ル程當局者ノ停止處分ニ附イテハ其當ナ得ナイコトモアル、去ナガラ真ニ治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スルモノガアルトスレバ全ク之ヲ廢除スルト云フノハ國家ノ安寧秩序ヲ舉ゲテ言論自由ニ犠牲ニ供スルト云フ譯デアラテ見レバ所謂後トノ祭デ其效能ト云フモノハ更ニナイ、デ修正案ノ通り發行停止ノ事項ヲ指示スコトニスレバ行政官ノ濫用ヲ防グノ備ヘハ十分デアル、又是レマデノ様ニ無制限ノ停止ハ新聞社ニ取ツテ頗ル困難デアルカナレドモ一週間ヲ限ツテ最長期トシテ其範圍内ニ於テ前以テ三日間若クハ四日間ト云フ停止ノ期限ヲ豫定セシムルト云フコトニスレバ是レマデノ制度ニ比スレバ頗ル寛大デアル、故ニ此位ノ所ガ今日ノ度合デアラウト云フ說ヲ以テ修正案が成立致シマシテゴザイマス、尙ホ委員長ニ於テ申シ洩シマシタコトハ他ノ委員諸君ノ御説モゴザイマセウシ、又實際ノコトニ附イテハ政府委員ノ陳述モアラウト考ヘマスデゴザイマス、デ委員長トシテノ報道ハ茲ニ之ヲ結ビマスデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 最早正午ニ近ウゴザイマスニ依ツテ一應休憩ヲ致シマス、

午前十一時五十五分休憩

- 議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 午前引續キノ會議ヲ開キマス、  
〔村上桂策君發言ノ許可ヲ求ム〕
- 村上桂策君「イエ、質問デゴザイマス」ト述べ  
〔村上桂策君イエ、質問デゴザイマス」ト述べ〕
- 村上桂策君「午前清浦君カラ御報告ニナリマシタ其點ニ附キマシテ聊カ疑ガアリマス、清浦君ノ御報告ノ本案ヲ贊成スル者又修正ナスル者ノ此ニツノ理由ヲ擧ゲテ御報道ニナリマシタ、併シ原案ヲ贊成スル者ハ無論發行停止ハ偏頗ナルコトデアルカラ夫レデ原案ヲ贊成スル譯デゴザイマス、又原案ヲ贊成シナイ修正スルト云フ委員諸君ニ於テモ偏頗ナルコト即チ濫用ヲスルコトハ宜シクナイト云フ斯ウ云フコトデゴザイマス、委員諸君ニ於テモ濫用ヲスルト云フコトハ聊カ御異論モ無ク濫用シタニ相違ナイト御認メニナッタト云フコトハ清浦君カラ御報道ニナリマシタ、其全會一致デ濫用ナシタト御認メニナリマシタ其事柄ハドウ云フ事柄ヲ濫用ト御認メニナリマシタカ、濫用ト云フコトヲ認メタノハ濫用ナシタカラ委員會ニ於テ御認メニナッタニ相違ナイ話デ、其濫用ナシタ事柄ヲ贊成ナシタ修正ナシタ諸君カラ一應承リタイ、次ニ政府委員ニ質問致シタウゴザイマス、此伊藤伯爵ガ總理ニナッテ以來今日マデ諸新聞中ニ一番發行停止ヲ命ゼラレマシタ其新聞ノ發行停止ヲ命ゼラレタ……伊藤總理が今日マデノコトナ是レハ斯クノ次第デ治安妨害ナリ風俗ヲ壞亂シタト云々テ是レハ停止ヲ命ジタコトデアルト云フ其一新聞ノ一番多ク停止ヲ命ゼラレタコトニ付テ今日マデノ事柄ヲ明瞭ニ政府委員ニ承リタイ、
- 清浦奎吾君 村上桂策君ニ答ヘマス、委員ニ於テ政府ノ發行停止ノ處分ニ付テ徃々公平ヲ失シ偏頗ニ涉ルコトガアルト認メタ其認メ方如何ト云フコトデゴザイマスガ、是レハ皆各自ニ於テサウ云フコトガアルト云フコトヲ認メテ言ハレタ話デゴザイマスカラ、ドレガ偏頗ニ涉ツテ居ル、ドレガ公平ヲ失シテ居ルト云フコトハ是レハ議場ニ於テ明言ハシマセヌ、
- 村上桂策君 モウ一應清浦君ニ質問致シマス、清浦君ニ於テ偏頗ナコトガアルト云フ御認メガアツタノデアリマス、更ニ偏頗ナコトハ無イト云フ御アルマイカ、唯アル位ナ想像デハ不都合デアル、アルダラウ位ノ想像デ御決シナサレタノハ私ハ不都合ト思ヒマス、此點ハ不都合デアルト云フコトデ御調べニナッタラウト思ヒマスガ、委員ハ十分ノ調査ナシナクテハナルマイト考ヘマスガ、サウ云フコトヲ御尋子致シマス、

- 清浦奎吾君 本員ニ於テハ平素各種ノ新聞ヲ見テ居リマス、其各種ノ新聞ヲ見テ居ル中ニ就テ政府ノ發行停止ノ處分ヲシタモノノ中ニ偏頗ニ涉ルモノガアルトスウ認メルト云フノデアリマスカラ、ドレヲ認メル是レヲ認メルト云フノデハナインデゴザリマス、
- 〔子爵舟橋遂賢君發言ノ許可ヲ求ム〕
- 議長(侯爵峰須賀茂詔君) 御質問デスカ、
- 子爵舟橋遂賢君 ハー、本員モ發議者ニ對シテ質問致シタイ、此修正ノ最初ニ「停止ハ其事項ヲ指示シ」トアル「其」ト云フ字ハ何ヲ指スカ、夫レガ伺ヒタ、
- 清浦奎吾君 「停止ハ其事項ヲ指示シ」ト申ス此「其」ト申スノハ發行停止ヲ要スル所ノ其事柄ヲ指スノデ、
- 子爵舟橋遂賢君 サウスルト「其」ト云フ文字ハ停止ヲ指シテ居ナイノデ、「其」ト云フ字デ承ケテ居ル文字ハ……
- 清浦奎吾君 「停止スヘキ」ト云フ所ヲ指スノデ、
- 子爵舟橋遂賢君 停止スベキト云フ所ヲ指スノデ、
- 清浦奎吾君 「停止スヘキ」ト云フコトハアリマセヌ、此中ニナイモノヲ「其」ト云フ字デ承ケルトハ……
- 清浦奎吾君 夫レデ御分リニナラ子バ仕方が無イ、即チ「停止ハ其事項ヲ指示シ」トアレバ停止ヲ要スル事項ト云フコトハ分ッテ居ル、夫レデ御分リニナラ又ケレバ夫レヨリ以上ハ辯明ハ出來マセヌ、
- 子爵舟橋遂賢君 尚ホ精神ノアル所ヲ十分ニ承ッテ置キタイ、唯文章ガ惡ルイカラ夫レヲ言フノデハ無イガ、ドウシテモ此文言デ見レバ、「其」ト云フ字ハ「停止」ヲ承ケタトホカ見ラレナイ、停止ト云フモノハ處分デアルカラバ凡ソ停止スベキ價ノアルモノデ無ケレバ濫ニ發行停止ヲスルト云フコトハ
- 清浦奎吾君 舟橋君ニ御答ヘ致シマス、新聞社ノ方カラシテ斯ウ云フ事柄ニ依ッテ停止セラレタノハ間違デアルト云フコトハ行政處分デ無ケレバ言ヘマイト思フ、併ナガラ停止ハ其事項ヲ指示スルト云フコトデアッテ見レシタラバ是レハ政治上ノ問題トシテ帝國議會抔デ大ニ論ズルコトモアリ得ラル、話デアラウト思フ、別ニ斯ウ書イテ置タカラト云ウテ新聞社カラシテ之シ付テ兎ヤ角言フベキデナイト云フコトハ固ヨリノコトデアル、去ナガラ敷能ノナイト云フコトハ決シテナイ、如何トナレバ唯今ノ發行停止ハ單ニ行政官ノ頭一ツデ認メルノデ理由モ何モアリハシナイガ、新聞ノ發行停止ニ附イテ其停止ノ事柄ヲ指示スト云フコトデアッテ見レバ濫ニ出來ナイト云フハ明ナコトデアル、左スレバ又時期ニ制限ヲ附ケレバ是レマデノ發行停止ノ無制限ニ比スレバ其宜シキヲ得ルト云フコトハ滿場ノ認メル所デアラウト思ヒマ
- ルト「其事項」ト云ヘバ第十九條ニ依ッテ治安ヲ妨害シ又風俗ヲ壞亂スルト認メルト云フコトハ何ノ論文ノ何ノ項が風俗壞亂或ハ治安妨害ト認メルト云フ新聞中ノ事項デアッテ「其」ト云フノハ新聞ノ事項ノ何ヲ指スカ、察スル所ニ依レバ新聞中ノ記事ノ事項ト云フ事柄ヲ云フノデアラウト思ヒマスガ其意味デアリマスカ、一應確メテ置キマス、
- 清浦奎吾君 新聞紙ノ記事中何ニ依ッテ發行停止ヲスルカ其停止スベキ事項、停止ヲ要スル事項ヲ指示スト云フコトデ……
- 子爵舟橋遂賢君 大變ムヅカシイ「其」ト云フ字デス子、夫レニ附イテ尙
- ホ伺ッテ置キタイノハ偏頗ニナルノヲ恐レルカラ是レ丈ケノ豫防ヲ付ケテ、詰マリ停止ハ治安妨害ヨリハ寧ロ内閣安妨害ノ處置ヲ施スコトガアル、斯ノ如キコトハ將來ニ於テ行レナイタメニ即チ夫レ丈ケノ豫防ヲスルタメニ「事項ヲ指示シ」ト云フコトヲ極メタト云フ様ナ御論據ノ様ニ承リマシタガ、サウシマスルト事項ヲ指示スルト云フト指示サレタ人即チ新聞社ハ斯ノ如キ事項ハ治安妨害トカ或ハ風俗壞亂トカ認メルト云フ事項ノ趣旨デハナカツタガ、併シ夫レハサウ云フ意味ヲ以テ書イタモノデナイト云フ丈ケノ辯明ハ出来得ラル、譯デアリマスカ、出來得ラレナイノデアリマスカ、出來得ラレヌナラバ幾ラカ偏頗ナ處置ガアルカモ知レナイ、出來ナイモノトシテ見レバ事項ヲ指示スルニ附イテ一方ハ指示スルニ止マリ一方ハ聞流シニ止マル、夫レガ將來ニ向ッテ偏頗ナ處分ヲスルコトヲ止メ得ベキ丈ケノ防禦手段トシテ効力ガアルモノト委員ニ於テ御認メデアリマシタカ、其邊ナ一應確メテ置キマス、
- 清浦奎吾君 舟橋君ニ御答ヘ致シマス、新聞社ノ方カラシテ斯ウ云フ事柄ニ依ッテ停止セラレタノハ間違デアルト云フコトハ行政處分デ無ケレバ言ヘマイト思フ、併ナガラ停止ハ其事項ヲ指示スルト云フコトデアッテ見レバ凡ソ停止スベキ價ノアルモノデ無ケレバ濫ニ發行停止ヲスルト云フコトハシテモ停止スルト云ヘバ即チ警察權ノ濫用デアル、若シ政府ガ左様ナ濫用ヲシタラバ是レハ政治上ノ問題トシテ帝國議會抔デ大ニ論ズルコトモアリ得ラル、話デアラウト思フ、別ニ斯ウ書イテ置タカラト云ウテ新聞社カラシテ之シ付テ兎ヤ角言フベキデナイト云フコトハ固ヨリノコトデアル、去ナガラ敷能ノナイト云フコトハ決シテナイ、如何トナレバ唯今ノ發行停止ハ單ニ行政官ノ頭一ツデ認メルノデ理由モ何モアリハシナイガ、新聞ノ發行停止ニ附イテ其停止ノ事柄ヲ指示スト云フコトデアッテ見レバ濫ニ出來ナイト云フハ明ナコトデアル、左スレバ又時期ニ制限ヲ附ケレバ是レマデノ發行停止ノ無制限ニ比スレバ其宜シキヲ得ルト云フコトハ滿場ノ認メル所デアラウト思ヒマ
- 清浦奎吾君 舟橋君ハ條例ノ十九條ヲ御覽ニナツタラ御分リダラウト思ヒマスカラ……
- 子爵舟橋遂賢君 アナタガ言ツタカラアナタノ言葉ナ……

○清浦奎吾君　此處デ本文ヲ讀ミマセウ、「治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル新聞紙ハ内務大臣ニ於テ其發行ヲ禁止シ若クハ停止スルコトヲ得」トアリマスカラ、即チ内務大臣ノ認メニ任セテアルカラ……固ヨリ

内務大臣ノ方デハ其理由ノ認メハアルノデアリマセウ、

○子爵舟橋遂賢君　サウスリヤ理由ガアルノデスナ、何ニモ無イトハ言ハレマセヌナア、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　マダ質問ガアルノデスカ、

○子爵舟橋遂賢君　私ノ伺ツタノト答辯ト少シコトガ間違ツテ居ル様デアリマス、夫レデハ指示スルニ附イテ、事項ヲ指示スルト云フコトガ出來レバ十分ノ豫防が出來得ラル、點ヲ擧ゲテ貰ヒタイ、條項ノ講釋位ハ承ランデモ宜シウゴザイマスガ、修正ニナッタ理由中斯ノ如ク事項ヲ指示スルニナレバ

十分將來ニ偏頗ノ處分が出來ナイ、其豫防が出來得ラル、カ、其點ヲ確メテ置キタイ、

○清浦奎吾君　幾度モ御答ヘ申シマスガ唯今ノデゴザイマスレバ治安ヲ妨害スルト認メル、治安ヲ妨害スルト認メルト云ヘバ其認メタ所ナ、此點デ話デアルガ、今度ノ停止ハ其事項ヲ指示スルト云ヘバ其認メタ所ナ、此點デ

ヤツダト云フ事柄ヲ示サナケレバナラヌ、其事柄ヲ示スニナレバ果シテ此停止シタル事柄が停止スベキ程ノ價値ガアルモノナルヤ、相當ノモノナルヤ、來ナイト云フノデアリマス、是レガ不十分ト云フコトデアレハ即チ舟橋子爵ノ御修正說モ御出シニナレバ宜カラウト思ヒマス、

○子爵舟橋遂賢君　御言葉ガナクテモ修正說ヲ出シタケレバ出シマスガ十分御答辯が出來マセヌケレバ、モウ本員ハヨシマセウ、

〔侯爵黒田長成君演壇ニ登ル〕

○侯爵黒田長成君　本員ハ此法案ノ特別委員一人デゴザイマスガ少數意見ヲ茲ニ代表シテ一言御報告致サウト考ヘマスル、此新聞紙ノ發行禁止停止ト云フコトハ治安妨害又ハ風俗壞亂ノ豫防デアルト云フコトデアリマス出来ルコトデアラウト考ヘマス、左スレバ或ルノ事項ガ其處分ヲ受クベキノ發賣頒布ヲ禁ズルコトノ出來ル方法ガ存シテ居リマスルノデ、即チ其新聞紙ト云フコトヲ存分ニ論ジマシタ、即チ其節加藤君ノ憲法ヲ眞直グニ説クト云フ其說ニ對シマシテマデ十分ニ反駁ナシマシタ位デアリマス、十八條ヲ削除ガ、實際此豫防ヲ完全ニスルニハ又方法ガ存シテ居リマスルノデ、即チ其新聞紙ト云フコトヲ單ニ行政官ノ認定ニ依テ停止スルト云フコトハドウシテモ豫防ト云フコトニハナランデ懲罰的ノ處置ニ傾イテ居ルト言ハ子バナラヌ、斯ク申シマシタナラバ此新聞ノ發行禁止ナリ停止ヲ今日全廢シテハ一時ニ激變ヲ來シテ却テ社會ノ秩序ヲ紛亂スル様ニナラウト云フ論

モアリマスルガ、又一方カラ考ヘマスト段々此社會ト云フモノハ進歩シテ參ルノデアツテ、社會ニ於テハ醜惡ナ事實ハ新聞紙上迄ニ掲載スルコトナ忌ミモ致シ又新聞記者ニ於テモ其邊ハ段々注意致ス様ナ傾向デアリマスルカラ、決シテ其點ニ附イテハ心配ハアルマイカト考ヘマス、且又此新聞紙條例ノ中ニナリ又刑法ノ中ニモ夫々處罰スベキ所ノ規定ガ設ケテアリマスカラ夫レデ十分此取締ハ著カウト考ヘルノデ、夫レデ却ツテ斯ノ如キ法律ヲ存シテ置キマシタナラバ夫レガタメニ種々ナル弊害ヲ惹起シテ來マスカラシテ之ヲ今日全廢シマシタナラバ却ツテ其新聞記者ノ自重ノ心ヲ惹起シテ愈々注意ヲスルニナラウト考ヘル、是レハ我々少數者ノ意見デゴザイマスカラ簡單ニ其趣意ノ所ヲ述べテ置キマス、

〔三浦安君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　通告ガアルノデアリマスガ三浦君ハ御贊成デゴザイマスカ御反對デゴザイマス、

○三浦安君　私ハ其委員ノ方ノ多數說デゴザイマス、

〔三浦安君演壇ニ登ル〕

○三浦安君　本員ハ此新聞條例ノ改正ニ附キマシテハ第四議會ノ時衆議院ヨリ此事ヲ提出ニナリマシテ、是レハ新聞條例一般ニ涉ツテノ修正等ガアリマシテ、即チ主タル所ハ此第十八條デアリマシタ、其節本員等ハ委員ニ當リマシテ即チ委員ノ調査上他ノ事ハ條數ニ涉ツテ居リマスカラ一々申スコトモアリマセウガ此十八條ニ對シマシテ、之ヲ即チ今日提出ノ如キ修正案ガ委員會ニ於テ出來マシタノデアリマス、然ルニ其節ノ委員ノ中デ近衛公爵、松平子爵、長谷川直則君並ニ本員ハ少數說ヲ以テ十八條ヲ削除スルガ宜シマシト云フ說ヲ提出致シマシタ、即チ提出致シテ置キマシテ議場ニ於キマシテモ十分ニ其事ヲ論辯致シマシテ十八條ハ削除シテ今日ノ停止ノコトハアルマジキ筈ト云フコトヲ存分ニ論ジマシタ、即チ其節加藤君ノ憲法ヲ眞直グニ説クト云フ其說ニ對シマシテマデ十分ニ反駁ナシマシタ位デアリマス、十八條ヲ削除スルニ附イテハ十分ノ說ヲ維持シテ居ル本員デゴザイマス、

〔十九條デハゴザイマセカト述ブル者アリ〕

十八條ト申シタノハ間違ヒマシタ、即チ停止ノアル條デゴザイマス、然ラバコトデアルトシマシテモ夫レガ屢々新聞紙上ニ掲載サル、コトデアルヤ否ヤト云フコトヲ單ニ行政官ノ認定ニ依テ停止スルト云フコトハドウシテモ豫防ト云フコトニハナランデ懲罰的ノ處置ニ傾イテ居ルト言デ、何ヲ時期カト申シマスニ……

〔東京府知事ニナッタカラデスカト述ブル者アリ〕

決シテサウデハゴザイマセヌ、第四議會ノ時ノ議場ノ可否ノ總數ガ我々ノ削

除説ヲ可トスル者ハ四十八デゴザイマシテ修正説ヲ可トスル者ハ十一デ大層ナ違ヒデゴザイマス、敢テ時勢ニ依ツテ進退スルト云フ譯デハゴザイマセヌが當年ノ案ヲ此儘贊成ヲ致シテ議場ニ提出ニナリマスレバ則チ廢案ト贊成トノ争ニナリマス、此時ノ勢デ考ヘマスルト或ハ廢案ニナルナ憂ヘマスル、廢案ニナレバ貴族院ノ説が第四議會ノ時ヨリ今日ハ退歩シタニナリマス、然シマスレバ第四議會ニ於テ多數ヲ以テ修正ニナリマシタコトガ責テハ委員會ニ成立ツテ議場ニ持出シテ置クノハ即チ廢案説ヲ防グノ一端ト存ジマス、夫レニ依ツテ理由ト云フモノハ別ニ何モゴザイマセヌ、理由ヲ言ヘバ矢張リ前説ヲ維持シテ到底是レハ廢案スペキモノト思ヒマスガ、如何セム議場ノ有様ガ斯ノ如クデアッテ廢案ニ歸シマスレバ退歩致シマスルカラ、願ハクハ退歩ヲセヌ様ニ一步デモ進ンデ今日ノ様ヨリハ制限ヲ附ケ日數モ縮メ其事項ヲ指示スルト云フ方ニ贊成ヲシタ所以デアリマス、是レヨリ外ニハ何モ意思ハゴザイマセヌ、到底是レハ廢案スペキハ分ッタコトデアリマス、一步ヲ折ツテ遣ランデハ今回ハ通ルマイト思ヒマスカラ貫徹スルタメニ一步退イタト云フモノハサウ云フ即チ第四議會ニ於キマシテ鳥尾君が至極宜イト云ツテ此説ヲ維持サレタノデアリマス、當年モ同ジ委員ニナッテ居リマスル即チ鳥尾君ニ於テモ少數説ニ賛成セラレテ居ルが是レモ一種ノ説ゴザイマセウ、デ夫レ故ニ理由ニ於テモ別ニ申スベキコトハアリマセヌが唯一歩折ツテ此事ノ貫徹スルタメニ貴族院ノ説が廢案説ニ退歩ニナラヌ様ニト云フ丈ケノ精神ト御覽下サレバ宜シイ、間違ハゴザイマセヌ、

〔子爵曾我祐準君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 暫ク御待チ下サイ通告ガゴザイマス、  
○子爵曾我祐準君 三浦君、三浦君ニ御忠告ガアリマス、古ヨリ幽谷ヲ出  
デテ喬木ニ遷ルト云フコトナ聞イタガ君ハ喬木ヲ下ッテ幽谷ニ入ラムトス  
ル、我ミ政友トシテ相共ニシタ三浦君、願ハクハ此席デ斷然本案ニ贊成ヲ表  
セラレムコトナ希望スルノデアル、  
○安場保和君 唯今ノ變説ノ理由ハ明ニ御辯ジニナリマシタカラ私モ始メ  
テ分リマシタガ、少シ是レハ議場外ノ様ナコトナ申ス様デアリマスケレドモ、多クノ贊否ニ關係ナ有シマスルカラ一ト通り此公席ニ於テ御論ナ承ツテ置キタイト存ジマス、其次第ハ此議案ハ實ニ重要ナル議案デ、隨分此贊否ニ於テハ得失ノ上ニ於テ世上ノ問題モ囂々トシテ居リマス、又我ミノ脳髄ニ問ウテモ其得失ノ間ナ取捨スルト云フコトハ僅カ單簡ナ案デアリマスケレドモ其關ル所ハ實ニ治亂興敗ノ關係ニモ至ラウト云フコトハ決シテ過言デナイト存ジマスカラ、夫レニ我輩ノ先哲ト心得テ相談ナ致ス向ヘハ段々講究ナ致シマシタ、其一ツスルハ既ニ三浦君ニ此事ノ御定説ハ如何デアルカト云フ

○安場保和君 確メテ置ク質問デアリマス、夫レデドウカ御變説ニナッタカラ質問致シマス、ソコデ幸ヒ國家ノタメニハ賀スルモノノ能ク考ヘテ見レバドウモ一體ニ此議員ト云フ者ハ成ル程昨日善シト考ヘテモ今日ハ否ト考ヘルコトハ世ノ中ノ進歩ニ依ツテアルベキコトデ決シテ退クベキコトデハナイケレドモ、其事柄ハ時ニ取ツテ時弊ヲ救フト云フコトハ要用ナル點ト認メラレテ御説ナ御進歩ニナッタト思ヘバ其處ニハ決シテ異論ハナイノミナラズ、唯今申ス通り大ニ國家ノタメニハ賀スル、併シ唯今簡單ニ御説キニナッタノハ是レヨリモ此レガ宜イカラ先づ此説ニ同意スルト云フハ何分合點ガイカヌカラ一應平ッタク分ルヤウ御辯明ナ願ヒマス、  
○三浦安君 曾我君ノ御忠告ハ御尤ニ承知致シマスガ是レハ御忠告トシテ承リ置キマス、又安場君ノ御尋子ハ先刻辯明ヲシタ積リデアリマス、即チ本員ノ意思ハ是レハ到底廢除スペキコトハ變リマセヌガ、貴族院ノ都合ナ顧ミ廢案説ニナラヌ様ニ當年モ第四議會ノ如ク修正案ガ出テ居リマスレバ決シテ廢案ニナルト云フコトハナイト云フ所カラシテ一步ヲ退イテ修正案ニ同意ナシテ置キマシタノデアリマス、夫レ丈ケデ御分リニナラウト存ジマス、  
○男爵伊達宗敦君 私モ三浦君ニ伺ヒタウゴザイマス、全體ニ於キマシテハ昨年ノ通りノ御説ナノデアリマス、昨年ノ通り發行停止ヲ廢スル、併ナガラ通過ノタメニ精神ハ枉ダテ……御考ヘテ枉ダテサウシテ委員ノ修正ニ御同意ニナッタト云フ、併ナガラ若シ此議場ノ有様ガ一票ノ差ガアッテ三浦君ガ云フコトデアッタラ固ヨリ掛引上ノ事デアリマスカラ三浦君ハドッチニナサル御考ヘテアリマスカ如何ゴザイマス、  
○三浦安君 夫レハ御尋子デゴザイマスガ別ニ御答ヘハ致シマセヌ、  
○安藤則命君 私モ御尋子ナ致シタイ、唯今ノ御言葉ハ甚ダ私ハ奇怪ニ堪ヘマセヌガ如何ニモ奇怪千萬、有名ナル三浦君ニ似合ハザル御言葉ト私ハ信

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 御質問デゴザイマスカ、  
○安藤則命君 質問デアリマス、併ナガラ表裏反覆即チ裏切リサレタハ必  
ズ深キ理由アルコトト信シテ疑ヒマセヌ、願ハクハ其點ヲ今一應御手數ナガ  
ラ御辯明ヲ希望致シマス、

○三浦安君 固ヨリ前説ヲ一步退キマシタ以上ハ縱令一時タリトモ諸君ニ  
反覆或ハ表裏ト云フコトハ免レヌコト承知シテ居リマス、深キ理由ハ先刻  
申シマシタ通り若シ贊成ト廢案ト争フ場合ニナレバ一步ヲ退イタモノニナ  
リマスルガ夫レデモ進ンダ方ガ宜イト思ヒマスカラ枉ゲテ贊成ヲ致シタ主意  
ナノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス、

○山川浩君 チヨット三浦君ニ……

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 山川君ハ質問デスカ、

○山川浩君 左様質問ノ中ニ……

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 質問デナケレバイケマセヌ、

○山川浩君 ソンナラ質問ヲ致シマス、三浦君ハ……

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 質問デナケレバイケマセヌ、通告ガアリマス  
カラ、

○山川浩君 質問ヲ致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 質問ナラ宜シイ、

○山川浩君 三浦君ニ質問致シマスガ、段々三浦君ノ御説ヲ承リマスレバ  
固ヨリシテ此十九條ヲ廢スルト云フ精神デアル、併ナガラ到底貴族院ニ於テ  
其説ハ行ハレマイ、依ッテハ殘念ナガラ前説ヲ翻シテ修正説ヲ主張スル、サ

ウシテ貴族院ヲ通サウト云フ御考ヘノ様ニ承リマシタガ、夫レニ附キマシテ  
ハ如何ナモノデアリマスカ、此次先づ十九條ヲ廢スルト云フコトニ先づ一ツ  
サウナッテ夫レガ協ハナカッタラ其次ニナサレタラ如何ナモノデゴザイマス  
カ、

○三浦安君 山川君ニ御答ヘテ致シマスルガ夫レデハ委員會ノ説が成立タ

メト思ヒマスカラ委員會ノ修正説ヲ贊成致シマシタ、  
〔子爵曾我祐準君「議長」ト呼ブ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 村上君ハドウ云フ質問デアリマスカ、  
○村上桂策君 先刻政府委員ニ質問ヲ致シテ置キマシタガ願ハクハ御答辯  
ヲ促シマス、  
〔政府委員末松謙澄君演壇ニ登ル〕

○政府委員(末松謙澄君) 先刻村上君カラノ御尋子ガゴザイマシタ、其後  
議員諸君ノ御討論モアリ、既ニ議事が始ツタコトデアリマスカラ宜シト存

ジマシタガ尙ホ御催促デアリマスカラ一言申シマスガ、先刻ノ御尋子ノ要領  
ハ伊藤伯爵ガ總理大臣ニナッテ以來幾ツ新聞ヲ止メタカ、又ドノ新聞ガ幾度  
止メラレマシタカ、其事柄ハ何デアルカト云フ御尋子ノ様デゴザイマシタガ  
……

○村上桂策君 少シ違ヒマス、私ノ質問致シマシタノハ伊藤伯爵總理ニナッ  
テ以來今日マデ諸新聞ノ内デ發行停止ノ一新聞ノ一番多イノハ伯爵總理ニ  
ナッテ以來今日一新聞ダケノはレガ治安ヲ妨害シタカラシテ停止シタ禁止シ  
タ、是レガ風俗ヲ壞亂シタカラト云フ其事柄ヲ承リタ、願ハクハ諸新聞ト  
思フガ夫レハ當議場デ一々ト云フ譯ニハイカヌカラシテ一新聞ダケノ、總理  
以來今日マデノナ承リタイト云フノデアリマス、分リマシタカ、

○政府委員(末松謙澄君) 分リマシタ、右ニ附イテ御答ヘテ致シマス、斯

ノ如キ御質問ハ寧ロ委員會ニ於テ委シク御調ベニナルベキ事柄デアラウト考  
ヘル、其故ハサウ云フ様ナル材料ヤ何ヤラ集メルタメニ實ハ委員會モ御開キ  
ニナルコトト考ヘマス、政府委員ニ於キマシシテモ一々ドノ新聞ハドウ云フコ  
トデ停メラレマシタト云フ其時分ノコトヲ御尋子ニナッタ所ガ一々携ヘテ來  
テ居ルモノデモゴザイマセヌ、サウ云フ様ナルコトニナレバ或ハ豫メ御通知  
ナ下スツテ斯ウ云フ質問モ出スカラ何ミ山ノ如ク出スカラト云フコトナレ  
バ携ヘテ參リモスルシ、又或ハ二三時間モ猶豫ガアレバ調べテ置キマスガ、

○村上桂策君 今、政府委員ノ御答辯ニ私ノ質問シタ所ハ委員會ニ於テハ  
最モ質疑ベキ點デアル、然ルニ當議場ニ於テ之ヲ問フト云フコトニ至ツテハ  
豫メサウ云フコトヲ尋子ナクテハ御答辯ガ出來ヌト云フノデゴザイマス、併  
シ私ノ思ヒマスルニハ固ヨリ先刻委員長ニ成リ代ツタル清浦奎吾君ニ御尋子  
申シマシタ所ガ清浦君ノ申スニハ委員全會一致デ新聞ヲ今日偏頗ナ處置ヲ致  
シテ居ルト云フコトハ認メテ居ルガ其事柄ハ認メナカッタ云フ、斯ウ終リ  
ニ言ハレタ譯デアルガ夫レ等ノコトヲ取調べニナッタモノデアラウト考ヘテ  
居ツタ、然ルニ茲ニ至ツテ御尋子ナ致シタレバ丸デ言葉ヲ變ヘラレタ様ニ思  
フ、デ是レハ先づサウト致シマシテ、政府委員ニ申シマスガ更ニ要求ヲ致シ  
マス、ドウカ私ハ一時間係リマシテモ二時間係リマシテモ是レハ必要ト思ヒ  
マス、夫レニ依ツテ判斷ヲスルヨリ外ニ途ハナカラウト私ノミナラズ諸君ニ  
於テモ御同感ト思ヒマス、若シ之ヲ入ラナイト云フ滿場諸君デアルナラバ致  
シ方モナイガ私ハ多分御同感デアラウト考ヘル、是レガナケレバ原案ヲ贊成  
スルナリ又修正説ヲ贊成スルナリ、夫レガ分ラナケレバ一向分ラヌ、之ヲ鄭  
重ニ諸君が御議シナサル御考ヘデアルナラバ私ノ質問ハ諸君ニ於テモ御必要  
ノコトト考ヘル、

○清浦奎吾君 委員會デ何カ十分ノ調査チシナカッタ様ナ口氣モ其中ニ交リマシタカラ私ハ委員ノ一人トシテ委員會ノ面目ヲ保ツタメニ一言致シテ置クノデアリマス、其今年ニナッテ即チ二十七年ノ五月マデニドノ位ノ發行停止ト致シタカト云フコトモ取調べテ見マシタ、夫レハ五十六回、其内治安妨害ガ五十二、風俗壞亂ガ四、夫レカラニ十六年ニハ一箇年即チ十二箇月ニ八十七回、其内治安妨害ガ八十二、風俗壞亂ガ五、二十五年ニハ八十七、其内治安妨害ガ八十三、風俗壞亂ガ四、斯ウ云フコトヲ取調べテ見マシタノデゴサイマス、ソコデ今年抒ハ最モ多イ五箇月間ニ五十六、二十六年ハ一箇年ニ八十七、今年ハ餘程多イ様デゴザイマス、夫レカラ如何ナル新聞ガ風俗壞亂デ發行停止ヲ受ケタカト云フコトニ附イテハ其新聞ヲ見マスル積リデ實ハ委員ノ一人タル富田鐵之助君ヨリ政府ニ向ツテ要求サレタノデアル、デ夫レハ政府委員ヨリ調べルト云フコトデアツタ様ニ私ハ記憶致シテ居ルノデアリマスガ、段々其審査ノ急速ヲ要シマスカニ大概委員諸君ノ脳髣ニモ發行停止ノ處分ノ公平不公平如何ト云フコトハ凡ソ御分リニナッテ居ル様デモゴザイマスカラ、實ハ富田君ヨリ要求ガゴザイマシタガ政府委員ヨリ示サレヌ前ニ決議ニナリマシタガ其事ハ大概分ッテ居リマスカラ決議ニナッタノデアリマス、委員ニ於テモ相當盡スベキ丈ケノコトハ盡シテ居ル譯デゴザイマスカラ、唯今段々御説モアリマシタカラ旁々其事ヲ辯明シテ置キマス、

〔子爵谷干城君演壇ニ登ル〕

○子爵谷干城君 諸君、唯今ノ議題ニナッテ居リマスル案ニ於キマシテハ御承知ノ通り第二期ニ衆議院ニ於テ初メ可決ニナリマシテ此方ニ參リマス、サウシテ委員會デ到頭報告ナシニ所謂握り潰シタト云フモノニナリマシタ、夫レカラ其次ノガ三浦君ガ今言ハレタ通リノコトデ、三浦君方が即チ少數意見トシテ反對チナサレタ、實ハ今日ハ御忘レニナッテ居ル御方モアルカモ知レズ、自分モ或ハ忘レテ居ルカト思ツテ其時分ノ速記録ナ茲ニ持ツテ來テ居リマス、段々三浦君カラ今日辯解ニナリマシタカラ敢テ速記録ノ必要モナイ、大畧最早本員ニ於キマシテハ此速記録ニアル所ヲ再ビ述ベルヨリ外ニ述ベヤウハナイ、本員ハ最初ヨリ此新聞紙條例ト云フモノハ憲法ノ精神ニ違背シテ居ルモノデアルト云フガ最初カラノ持論、今日ト雖モ依然トシテ其通り、夫レハ即チ此憲法ノ二十九條ニ於テ法律ノ範圍内ニ於テ言論出版集會ノ自由ヲ得ルト云フコトガアル、法律ノ範圍内ト云フコトハアルケレドモ行政官ガ行政處分デ勝手ニシテ宜イト云フコトハナイ、夫レデ是レハ詰マリ色ムト理窟ナ附ケレバ免モ角モ憲法二十九條ニ背戾シタモノト云フガ最初ヨリノ考ヘデ、是レハ即チ其事ニ附イテ加藤君ト冤ヤ角ニ辯論ナシタコトモ或ハ御記憶ニナッテ居ルト考ヘルカラモウ再ビ述ベル必要ハアリマセヌ、ソコデ此事ニ

附キテ近來ニ至ツテ殊ニ發行停止ト云フモノハ濫用スル、夫レハ既ニ委員諸君ノ全會ニ於テモ其通り認メラレタト致シマスレバ近來ノ政府ノ發行停止ト云フモノハ愈々濫發シタト云フコトハモウ明ナ譯デ、夫レデ之ニ附イテ政府委員ノ述ベラレマシタ所デハドウモ其之ヲ頓ニ廢スルト云フコトハ時勢ガ許サヌ、追々進歩シテ來タナラ免モ角何分今日ノ場合ニ於テ之ヲ全廢スルト云フコトハ許サヌト云フガ説明ナセラレタ要點デアルト考ヘル、茲ニ本員ハ大ニ疑チ起ス、サウスルト此時勢ト云フモノハ跡ニ戻ル、退却スルト見ナケレバナラヌ、ナゼ退却スルカト云フト前ノ内閣ノ時分ニハ度數ガ少カッタ、此新内閣ニナッタラ度數ガ多クナッタト見タラバ前内閣ニ比ベラ一體ノ此人文ノ進度ト云フモノハ跡戻リナシタト云フ論理ガ出テ來ル、是レハ本員ナドノ甚ダ受取レヌ譯デ、決シテ此時勢ガ跡戻リナシタデハナカラウト思フ、時勢ハ矢張リ進ンダ、人文モ總テ進ンデ居ルト思フ、所ガ此清浦君カラ御説明モアリマシタガ近年ニ至ツテ即チ伊藤總理大臣ガ明治二十五年八月八日ニ總理大臣ニ任ゼラレテ以來新聞雑誌等ノ發行停止等ヲ命ゼラレタ所ハ是レハ即チ本員ガ調べテ居ルモノハ多ク官報ニ上ツテ居ルモノデ、其内イツ解停ニナッタカ分ラナイ様ナモノハドウモ調べヤウガナイガ、夫々委シウ官報ハ調べタ積リデ、其二十五年八月八日ヨリシテ今日マデニ停止セラレタル所ノ新聞雑誌ノ數ヲ合セル種類ガ九十三デス、九十三ト云フ此府下各縣ニ分布シテ居ル所ノ新聞ヲ停止シタ、其中未ダ停止中ニアツテ是レカラ何時マデ行クヤラ分ラナイモノガ五ツアル、新朝野或ハ毎日、甲陽新報トカ中央新聞トカ立憲改進黨々報トカ云フモノハ先ツ私ガ調べタ中デハ未ダ是レハ發行ヲ許サレヌ様ニアル、サウスレバ合セテ五ツト云フモノハ今止メラレ中デアル、夫レデ風俗壞亂ト云フハ清浦君モ說カレタル如ク誠ニ少イノデアル、茲ニ風俗壞亂ハ必要ガアリマセヌカラ是レハ調べマセヌ、除ケマシテ全國ノ新聞雑誌デ治安ニ妨害アリト認メラレテ發行ヲ停止サレタル所ノ度數ハ私ガ調べタニハ百五十一回停メラレテ居ル、其中日數ニ於キマシテハ今上ニ申シタ通リイツ解停ニナッタカ分ラナイ様ナモノハ省イテ、分ツタ所ノ停止ノ日數ヲ擧ダルト一千六百八十七日ト云フモノニナル、隨分大層ナ日數ニナル、所ガ此新聞ハ固ヨリ或ハ政治ノ機關ニナリ或ハ其中ニハ商業機關ノモノモアリマセウルモスノ如ク頻繁ニ無理ナ事ヲスルモノデアリマスカラ又義侠心ヲ發シテ

カラニ之ヲ助ケル者モアル、カラシテ夫レガタメニ助カッテ居ルコトモ幾ラモアリマセウ、夫レデ斯ノ如ク多數ノ新聞雜誌ヲ停メ、數回、數百回ノ停止ヲ命ジ數十日ノ休業ヲサスルト云フコトハ人民ノ營業、人民ノ權利ヲ害スルノ甚シキモノデアル、是レ等ノコトヲ能ク我が天皇ノ欽定ヲ以テ發セラレタル憲法二十九條ノ精神ニ引較ベテ考ヘテ見マスレバ如何デアリマセウカ、實ニ不都合千萬ト謂ハ子バナラヌ、日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論、著作、印行、集會及結社ノ自由ヲ有スト云フコトガアリマス、夫レデ此唯今ノ内閣ニ於テハ既ニ委員會ノ全員一致デ停止ヲ濫行シタトモ認メラレル程行ツテ居ル、實ニ言語道斷ト謂ハナケレバナラヌ、畢竟斯ノ如クドウモ其不條理ナモノガ存シテアルカラシテ之ヲ濫用スルノデ、畢竟停止ノ多イト云フハ何故ニ多イカトスウ云フコトヲ考ヘテ見マスルト明ニナラウト思フ、畢竟内閣ガ薄弱デ人望ヲ失フカラ自然ト攻撃ガ多クナッテ丁度肺病ヤミガ其傍デ薄スレバ夫レガ直グ病人ニ障ルトスウ云フ様ナ譯デアル、殆ド今日ノ内閣ハ肺病内閣ト我々ハ云フ、夫レデ己ミヲ得ズ今ノ通り猥ニ發行ヲ停止シ人民ノ營業ヲ妨ゲルト云フ様ナコトナル、夫レデ是レハ何モ時勢が退歩シタデハナイ、即チ内閣が退歩シタノダカラ寧ロ前ノ内閣ガ善カッタ、元氣ガアッタノダ、到頭今日ノ有様デハ古來謂フ所ノ疾チ守ッテ醫チ忌ムト云フ、却ツテ己ノ疾ナ大切ニシテ醫者ノ小言ヲ嫌フト云フ有様ニナッテ居ル、夫レ故ニ此健康ヲ復スルニハ即チ十分ナル藥石ヲ投ジ子バナラヌ、其藥石デハ即チ新聞ハ一つノ方劑デ最モキ、目ガアル、夫レデ是レ等ノ中ニ於キマシテハ諸君モ御承知ノコトデアリマスルカラ深ク喋々ハ致シマセヌガ衆議院ニ於テハ既ニ今度デ三度シテ居ル、又此處デ否決スル、又出テ來マス、斯ノ如ク輿論之ヲ非トシ又爰ノ委員會ニ於テモ政府ノ發行停止ノ度ニ於テハヒドイト云フコトヲ認メテ居ルモノヲ尙ホ之ヲ維持シテ參ラウト云フハ是レハ眞ニ輿論ニ背戾スルト云フモノデアリマス、又ツ辯シテ置カヌナラヌハ是レハ畢竟豫防ノタメデアルニ依ツテ之ヲ存シテ置カ子バ遂ニ豫防ノ趣意ガ立タヌト云フモノダ、衆議院ヨリ廻ツタ原案ノ儘デハ遂ニ此目的ヲ達スル譯ニ往カナイカラ、ドウシテモ發行停止ハ豫防ノタメニ置カヌナラヌト、斯ウ云フコトガアリマスガ、私が豫防デツ效カアッタト思フコトガアル、夫レハ何カト云フト去年ノイツ頃デアッタカ、自由新聞ト思フガ、何カ藤田組ノ事ヲ書クト云フコトヲ廣告シタ、其廣告デ直グ停メラレタ、是レ等ハ即チ誠ニ豫防ガ適當デ豫防ノ必要ヲ認メタノハ一箇所、本員杯ハ新聞好キデアリマスカラ隨分新聞ハ餘計讀ム、又新聞ノタメニ餘程學問ナシタ人間デアリマス、是レハ成ル程餘程キ目ガアッタ、併ナガラ又外カラ出テ來ルカラ何ニモナラナイ、夫レデ今日治安ヲ妨害スルカト云フニ何モ外ヘ出テ來タ所ガ治安ヲ妨害スル丈ケノコ

トモナシ、又自由新聞ガ書クト云ウタノモノ位ノモノデアラウ、サウスレバ何モ治安ノ妨害ニナラヌ、夫レガ又一ツノ證據デアル、夫レデ之ヲ要スルニ政府ノ認メテ以テ治安妨害トスル所ノモノハ治安妨害ニアラズシテ即チ此筆記ニモ云ウテアリマスルガ吏安妨害、役人ノ安ヲ維持シヤウトスルタメニ發行ヲ停止スル、是レハドウモ不都合ダ、若シ己ガ攻撃セラレテ遺憾ニ思フコトガアラバ、夫ミ手續ガアル、誹謗罪ト云フコトモアル、是レ等ノ條ヲ置イテ置ケバ是レカラ先キ又何ナシヤウヤラ知レナイ、サウスレバ茲ニ諸君ガ此ニ於キマシテハ東京日々新聞、東京新報ハドウ云フコトヲ書イタカ、軍人ヲ教唆スル文章ヲ掲ゲテ居ル、夫レデモ發行ヲ停止シナイ、タッタ一度衆議院ノ惡口ヲ云フト云フノデ停メラレタコトガアル、夫レ位ノコトデアル、又今日ノ日々新聞ヲ見ルトドウ云フコトガ書イテアルカト云フト此衆議院カラ廻ツタ所ノ新聞條例ガ假令可決シタ所ガ決シテ政府ニ於テハ斷然ト御不裁可奏請スル積リデアルト云フコトヲ書イテ居ル、無禮千萬ナ話デアル、是レモ停メナイニ斯ノ如ク無禮ナコトヲ書クニ停メナイ、是レハ政府ガサスルノデアルカラ停メナイ、我々ハ御承知ノ通り新聞ヲ以テ誠ニ益友トスル、新聞社ニハ隨分友達ガ澤山アル、夫レ故ニ最負スル様ニ御取込カハ知レヌケレドモ、夫レハ幾分カアルニ違ヒナイ、アルニ相違ナイガ段々斯ノ如キコトヲ既ニ衆議院デ一二、三ト踏ンデ來タ、又今潰シテ四デモ潰ス、五デモ潰ス、又政府ガ停止ヲ濫用スルコトヲ比方針デ往キマスレバ諸君ガサスルノデアル、之ヲ停止シタラドウ云フ結果ニナルカト云フト人ハ物ヲ言ウテ見レバ腹ガ落著クモノデアル、ケレドモ言ハセマイトシテ口ヲ塞グカラタマラナイ、古ヨリ是レハ唐ニ於キマシテモ其通リデアル、言ヲ塞グハ河ヲ塞グ如クデアッテ云ウテ居ル、アーユフノ压制ノ國デモ云ウテ居ル、況ヤ今日憲法政治ト云フ立派ナ題目ヲ掲ゲテ居リ、サウシテ尙ホ之ヲ存スルハ言語道斷デアル、夫レデ潰暴四出防ガレヌ様ニナル、言論ノ大切ナルト云フコトハ支那ニ於テモ既ニ云ウテ居ル、アーユフノ压制ノ國デモ云ウテ居ル、況ヤ今日憲法政治ト云フ立派ナ題目ヲ掲ゲテ居リ、サウシテ尙ホ之ヲ存スルハ言語道斷デアル、夫レデスルコトデアッタラウト再ビ見テ見ル、中ミ分ラヌ、ヒヨット是レデモアラウト云フ様ナコトデ其間ニ搜スタメニ屢々發行停止ニ遭ッタト云フコトヲ聞イテカラニ始メテ又繰返シ、ドコデ發行停止ニナッタダラウ、ドコガ國安ヲ妨害スルコトデアッタラウト再ビ見テ見ル、中ミ分ラヌ、ヒヨット是レデモアラウト云フ様ナコトデ其間ニ搜スタメニ屢々發行停止ニ遭ッタト云フコトニナッテ却ツテ夫レ見返ス様ニナルカラ、アーユ成ル程是レカト云フ様ナコトニナッテ却ツテ夫レガ治安ヲ妨害ニナル、前ニハ何トモ思ハズ見テ居ルノガ又再ビ繰返ス様ニナルカラ頗ル是レハ治安ヲ妨害ニナル、夫レカラシテ又之ヲ検査スル人間ハドウ云

○者ガスルカ、屬官ガスルカ何ガスルカハ知ラヌケレドモ何ニシロ立派ナ人間デハナイニ相違ナイ、サウ云フ者ガ立派ナ人間デナイ奴等ガ之ヲ調ベテ、サア是レハ發行ヲ停止シナケレバナラヌ、斯ウセ子バ往キマセメト云フコトヲ申シ出スト云フコトデアリマスカラ實ニ危險ナ話デ、夫レガドウ云フモノカト云フト、今御話スル通り其害ヲ被ルモノハ少キハ二十人多キハ百五十人ト云フ職工ノ生活シテ居ルモノヲ止メル、是レ程エライモノハナイト思フ、ナニ一週間ナラ短イ五日ナラ譯ハナイト云フガ諸君ニハ譯ハナイカモ知レマセヌガ其身ニナッテ見レバ成ル程チャト思フ、夫レガタメニ新聞ガ潰レル、夫レヲ潰シテ以テ愉快ト思フモノハ實ニ國家人民ニ對シテ不親切、已ノ顔ノ不潔ナヲ笑ハレルガタメニ向フノ者ノ耳ヲ閉ギ目ヲ掩フハ無理ナ話チャ、夫レデ諸君ハ何分最早既ニ是レガ廻ツタニ附イテ三回モ來テ居リマスカラ篤ト御熟考ニナリマシテ衆議院ノ案ノ方ニ贊成ナセラレテ通過ニナルコトナ本員ハ希望致シマス、デ三浦君ニ對シテハ云ヒタイコトモアリマスケレドモモウ今日ハ德義ヲ守ツテ云ヒマセヌ、

○侯爵醍醐忠順君 未ダ通告ガゴザリマスカ伺ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 最早ゴザリマセヌ、御發言ニナッテ宜シウゴザリマスカラ……

○侯爵醍醐忠順君 簡單デゴザリマスカラ是レヨリ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) ドウガ演壇ニ御出デ下サイ、

○侯爵醍醐忠順君演壇ニ登ル

○侯爵醍醐忠順君 此新聞ノコトニ附キマシテハ人ニ依リマシテハ正反對ノデ、夫レ故ニ時ニ取ッテ猶ホ以テ反對説ナ唱フルコトモアル、簡短ト申シマシタガ要スルニ我が希望ヲ述ベマスルト少シ谷君ノ御見解ノ處ニ附キマシテ再び新聞ヲ閲スルニ依テ却ツテ妨害トナルト云フ様ナ點ニ對シマシテハ少シ御質問ナ致シタイヤニ思ヒマスルガ、要スルニ無用ニ歸シマスルカラ夫レハ止メマスル、掲此案ニ附キマシテ衆議院ヨリ出マシタ案ト現行ノ法トナ比較ナ致シマスレバ我ムハ現行法ナ存シテ置キタイ意デゴザリマス、又現行ノ法律ト委員ヲ調べマシタ修正案トナ比較致シマスレバ委員ノ取調べニ誠ニ贊成致シマス、本員ノ平日希望致シテ居リマス處ヨリ又一層進ンダ宜イ案ト信用致シマス、方今ノ利害ヲ斟酌シテ實ニ適當、當ナ得タル御修正ト感服致シマシタ、又希望ニ暗合致シマス、モウ要スル所ガ委員ヲ御調ベニナリマシタ修正案ヲ要スルニ極贊成ナ致スニ止メマスル譯、我が希望ヲ推シマスレバ滿場諸君モ委員ノ修正ニ御贊成アラムコトナ本員ハ希望致シマス、

〔政府委員末松謙澄君演壇ニ登ル〕

○政府委員(末松謙澄君) 唯今谷子爵ヨリ衆議院ノ案ニ贊成ノ御演説ガゴザリマシタ、承リマシタ處縷々御論ジニナリマシテ原案ヲ贊成スルニ至ツテ餘ス處モナイ様デゴザリマス、之ニ對シテ餘り長イコトヲ申シテ反対ナ致スト譯デハゴザリマセヌ、併ナガラ一言ハ致シテ置カナケレバナルマイカト存ジマス、デ谷子爵ハ主トシテ停止ヲ致セバ其間職工ナドガ其業ヲ休ムコトニナルカラ財産ノ上ニ於テ困難スルデハナイカトカ何トカ云フ様ナル御論ガ段々ゴザリマシテ格別停止ノ效能ハナイ、自分ノ都合ノ惡ルイモノ丈ケ停メルト云フ様ナル御論ガゴザリマシタガ、是レ等ノコトハ無論政府ニ於キマシテモ全ク知ラヌト云フコトデハナイノデアル、停止ニナレバ其間新聞社ガ困難スルト云フコトハ當然ノコトデゴザリマス、併ナガラ新聞ノ發行停止ノ事柄ト云フモノハ普通ノ營業トハ自ラ違フモノデアルト云フコトニモチト御考ヘテ云ふト云フ、夫レガ一番宜シイト云フ議論ナシタ位ゴザリマス、普通願ヒタイノデゴザリマス、外國ノ例ナ引キマスルモ如何デアリマスルガ、既ニぶりんぢりナゾモ新聞雑誌記者ハ試験ナシテ……文官試験ノ如キ試験ナ行ツテ許スト云フ、夫レガ一番宜シイト云フコトハ十分御承知ノコト思フ、然ル故ニ彼ノ烟草ヲ賣ルトカ菓子ヲ賣ルトカ云フ者トハ同視スルニ又一方ニ於テハ児器トナル性質ノモノデアルト云フコトハ十分御承知ノコトハ出來ヌト云フコトモ御承知ゴザリマセウ、

〔子爵谷干城君〕夫レ故ニ法律ガアル取締條例ガアルノデアル」ト述ブ

而シテ此近來ノ或ハ濫用スルコトガアル、或ハ何カ多イト云フタメニ大分御感觸モ惡ルイ様デゴザリマスガ、一時サウ云フコトガアルカラト云ウテ全ク發行停止ヲ取捨ルト云フコトモ如何デアリマセウカ十分御考ヘナ願ヒタインニ富田議員ヨリ少シ例ナ見セロト云フ其話モゴザリマシタカラ茲ニ其例ナ携ヘテハ居リマスルガ今之ヲ讀上ゲル必要モナイガ隨分甚シキコトガアルノデ、今日彼ノ箇條ガアルタメニ斯様ナルコトナバ今ノサウ云フ様ナ意味デ書イテハ停止ニナルト云フ様ナ譯デ、中ニハ注意シテ止メルト云フ事柄モ隨分アリマスノデ、隨分此事柄ハ重要ナルコトデゴザリマス、成ル程一方カラ云ヘバ攻撃スルコトモアリマセウガ、全ク取除ケルト云フト如何ナル結果ニナルカト云フコトナ御承知ナ願ツテ御決議ナ願ヒタ伊ト思フ、

○子爵曾我祐準君 政府委員ニ質問ナ致シタイ、世間デ申シマスルニハ新聞紙ヲ停メルノハ檢閲スルモノガ新聞ヲ見テ惡ルイト思フ處ニ點ナ附ケテ點ガ十點ニ達スルト夫レカラ停メルト云フコトデゴザリマスガソソナコトガ實際ゴザリマスカ、

○政府委員(末松謙澄君) 唯今曾我子爵ノ御尋子ハ外ノ所デ曾我君ガモウ御承知ノコトカト思ヒマス、併シ此議場デ御問ヒニナッタ以上ハ……サウ云フ様ナ話ガアル様デアリマスガ夫レハ掩ヘ事デハナイカト思ヒマス、其當局者ハ内務省ニ於テ重ニ掌ツテ居ルノデスガ、茲デ調ベマスニハ其時ノ新聞ニ注意シテ斯ウ云フコトガアッタニ據ツテ主トシテ注目スルニ相違ナイ、去ナガラ或ハ新聞ニ依ツテハ過チニ依ツテヒヨット出來タ事柄デ格別尤メルニモ及バヌ様ナコトモ或ハ停止ヲ受ケルコトモアリマシテ、實際性質ニ依ツテハ殆ド禁止スベカラザルモノモアル、今日私ハ全クアリトハ申シマセヌガ若シアリマシタ時ニハ彼ノ全ク禁止ト云フ場合ニ往クコトモアリマセウ、多少新聞紙ノ成立ヲ考ヘル様ナコトモアリマセウガ、併シ點取ヲ見テ果シテ是レガ幾ツニ達スルト停止スルト云フ様ナ規則ガアルト云フ譯デハナイト思ヒマス、

## 〔菊池武夫君演壇ニ登ル〕

○菊池武夫君 私ハ此衆議院ノ回付ニ係ル原案ヲ賛成スルモノニアリマス、此發行停止ナシト云フコトナノ豫防ノ手段ト致スト云フコトハ甚ダ其道理ニ適ハヌコトデアラウト信ズルノデゴザリマス、豫防ノ手段ト申シマスルト未ダ發表セザル處ノ意思ニ附イテ罰ナ加フルト未ダ著手ナサザル行為ニ付テ懲ラシメテ爲スト云フコトニ當ルデアラウト思フ、彼様ノコトノ當チ得ヌト云フコトハクダクダシク申上ゲルマデモアルマイト思ヒマス、是レハ非常ナ手段ト云ハナケレバナラヌ、果シテ又左様ナ非常ナ手段ヲ用フベキ茲ニ事情ガアリマスナラバ又是レモ考ヘモノデアラウト思フ、併ナガラ我ノ考ヘマスル所ニ依リマスルト今日ノ事情ハ決シテ左様ナモノチャアルマイト思フ、成ル程一時ハ何事モ政府ノ手カラ致シテ啓發ヲ致シ政府カラ誘導シテ凡テノコトナ成リ立タセルト云フ風ノ傾ガアリマス、凡テ政府ノ威信ト云フモノハヒドイ強イ時代ガアッタノデアル、知識モ政府ニ集マリ何事モ政府ニ集マリマシテ、政府ノ外殆ド人ノナイト云フ時代ガアッタノデアル、廣い世間ニ於キマシテモ民權デアルトカ或ハ自由デアルトカ政治ノ初步ヲ學ンデ居ル時分ハ隨分人が政治ニ熱シタモノデアル、分外ニ政治論ニ熱シタモノデアル、斯様ナ時代ニ於キマシテ若シモ此政論ノ誤マラセテ左様ナ浮カレ易イ人民ヲ脇道ニ導ビクタメニ過激ノ論ナ吐キマシテ横道ニ之ヲ導クト云フ時ニハ條例ニ所謂治安妨害ト云フ結果ガ生ゼヌトモ申サレヌノデアリ、然レドモ今日ハドウデアリマセウカ、段々サウ云フ時代ハ過去リマシテ政治以外ニ於キマシテモ種々人智ガ發達シテ參ッテ世ノ中ニハ色々ノ仕事ガアッテ單ニ政治ノミニ勢ヲ專ニスルト云フ時代ハ過去ッタノデアル、段々政治モ人事ノホンノ一部デアル、然カモ段々其小サイ部分ニ成リ掛ツテ居ル世ノ中デア

ル、殊ニ此實業ノ發達ト云フコトハ諸人モ認メテ許シテ居ル所デアリマス、即チ世人モ政治ト云フコトニハ最早今日ハ熱中セヌト云フ有様デアルト私ハ信ズルノデアリマス、斯ウ云フ世ノ中ニ當リマシテ良シンバ新聞ニ激論ガ載セテアラウトモ、危言ガ載セテアラウトモ、法律學校ヤ何カノ討論會ノ様ニ唯空漠タル理論ヲ幾ラ掲載致シテ見マシタ所ガ、世間ノ人ガ決シテ今ヂヤー夫セウトモ矢張リ生絲ハ賣レテ行ク、輸出スベキ茶ハ輸出ニナル、如何ニ議會ガ政府ヲ信用スルトカ、セヌトカ言ヒマシタ所ガ又新聞屋ガ其様ナ文字ヲ載セテ見マシタ所ガ例ヘバ紡績業ガ夫レガタメニ發達ヲ妨ダレルト云フ様ナ恐が決シテ今日ハ無ノイノデアル、一向世ノ人ガ、寧ロ政論ニハ飽イテ仕舞ツテ以前ハ内閣交迭抔ガアルト何モ格別關係ノ無イ人ガ、ヤイヤイト言ツテ持離シタモノガ、今日ニナッテ見ルト殆ド官報ノ上デ時ニ葡萄牙ヤせるびやノ内閣ノ交迭デモ見ルガ如キ有様ニ赴イテ居ルノデアル、然ラバ世ノ中ノ様カラシテ見テモ決シテ新聞ノ記事ニ依ツテ……殊ニ此政論ガ重デアリマセウ、治安ヲ妨害スルト認メラル、モノハ政論ガ重デアルガ、如何ナル政論ガ新聞ニ載ツテ居ツテ居ルモノ日本國民ガ之ガ爲ニ横道ヘ導カレマシテ銘々共ノ重ンズル所ノ國安ト云フ様ナモノヲ害スル様ナ結果ヲ仕出カス様ナ、最早、幼稚ナ人民チャーナイ、サウ致シマスルト決シテ此發行停止ナゾノ非常ナ處分ヲ爲スノ權力ヲ法律デ以テ政府ノ手ニ留メテ置カナケレバ國安ト云フモノノ維持ガ覺束ナイト云フ恐ハアリマスマイト思ヒマス、詰マリ今日ノ國安ハ誰レガ維持シテ居ルカト云フト決シテ政府ノ手一ツデ維持シテ居ルノデナイン、人民ガ自ラ國安ヲ維持スル丈ケノ能力ガ頗ル今日ハ發達シテ居ルモノト謂ハナケレバナラヌ、又常ニ外國ニ向ヒマシテハ我ニハ彼等ガ想像スルガ如キ半開ノ國世界ニ發表シタイト勉メテ居ルノデアル、殊ニ政府ニ於カレマシテモ寧ロ其民チャノ何チャノト云フ者チャ一無イ、開化ノ模様コソ違ヒマスルケレドモ文明ノ程度ニ於キマシテ左程彼等ニ讓ラヌ人民デアルト云フ事實ナバ成ルベクシタ所ノ案ニ、政府其他ノ人ガ反對ナセラル、ト云フコトニナリマスト、恰モ我國民ハ御前達ノ想像スルガ如ク半開ノ人民デアッテ斯様ナ不道理ニモ拘ラズ何ゾ非常ナ手段ヲ以テ取締ツテ置カナケレバドウモ安心ノナラナイ人材デアルト云フコトニ世界ニ向ツテ發表スルコトニ等シイコトデアラウト思フ、即チ銘々日本國民タル者ノ皆懷イテ居リマスル所ノ兼テノ希望ニ反スル様ナ結果ヲ生ズルデアラウト思ヒマス、故ニ何レニシテモ、處分其物ノ性質カラ論ジマシテ見マシテモ、又今日國民ノ狀態如何ト云フコトカラ見マシテ

モ、又一方ニ目ナ國外ニ轉ジテ考ヘテ見マシテモ、ドウモ斯様ナル唯今マデノ新聞紙條例第十九條ニアリマスル様ナ處分ヲ廢サウト云フ方ノ方向ナ持チマシタ所ノ案ニ反對ナスルト云フ道理ガナイモノト私ハ深ク信ズルノデアル、今日ヨリ以後ハ我が人民ヲバ輕ンズルトカ或ハ之ヲ敵ニスルトカ云フ風ナ神經的ノ考へハ止メテ仕舞ウテ國民ニ深ク信チ置イテ、サウシテ之ト共ニ歩ムト云フ方ノ方畧ヲ取ルコソ時世相當ノモノデアラウト思ヒマス、是レムト云フ方ノ方畧ヲ取ルコソ時世相當ノモノデアラウト思ヒマス、範圍外ノ様ニ涉リマスケレテ、ソコハ頗ル餘計ノ様ニ涉リマスケレドモ、範圍外ノ様ニ涉リマスケレドモ矢張リ此發行停止ナ存スルカ如何ト云フコトニ附イテハ是レ等ノ考へハ頗ル緊要デアラウト思ヒマス、右等ノ理由ヲ以チマシテ私ハ衆議院廻付ノ案ニ贊成スルノデアリマス、

○尾崎三良君 外ニ通告者ガ無ケレバソコヘ出マシテ宜シウゴザイマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザイマス、

○尾崎三良君 一向此案ニ附イテハ先刻カラ原案贊成ノ論バカリデ此修正案ニ對シテ贊成シタ御論ハ唯委員長ノ代理トシテ清浦君が述ベラレタバカリデアル様デスカラ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 尾崎君ニ申シマスが修正案ノ主意ナ御述ベニナルノデスカ、

○尾崎三良君 イエ、サウヂヤアリマセヌ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 大體ノ御論デスカ、

○尾崎三良君 サウデゴサンス、修正案ニハ不同意ナノデス、マー殆ド敵ノ無イノニ矢ヲ放ツ様ナ心持ガシマスケレドモ、本員モ此新聞紙條例ニ附イテハ殆ド二十年前カラ關係ガゴザイマスカラ一言述ベテ諸君ノ御聞ニ達シテ置キタイト存ジマス、尤モ此唯今問題ニナッテ居リマスル所ノ此現行條例ノ第十九條ヲ削除スルト云フコトハモウ殆ド此日本國中ノ輿論デアルト本員ハ信ジテ居リマス、日本國中ノミナラズ斯ノ如キ條件ハ立憲政治ニハドウシテモアルマジキモノデアルト云フコトハ是レハ殆ド天下ノ輿論ト謂ウテ宜シカラウト思ヒマス、斯ノ如キ輿論ニナッテ居ル、今日ハ政黨ノ内外ヲ問ハズ、以前ハ政黨者が頻ニ此事ナ主張シテ其以外ノ者ハ或ハドレ丈ヶカ躊躇シタ意味モアリマスケレドモ、今日ハ政黨者ノ外ノ者マデモ此事ニ附イテハモウ殆ド異論ハナイト思ヒマス、唯此事ナ躊躇スルノハ僅ナ、日本國民ニ對シテハ僅ナ小部分ノ人ガ之ヲ廢スルコトナ大變イヤガル、デ政黨者ノ方ニシマシテモ色ムアリマスルケレドモ、マア近來ハ政府最負ナ政黨者ニシテモ既ニ此事ハ是非廢止セニヤナラスト云フコトハ皆同意シテ居ル、一國ノ輿論ハ其通り、僅ナ部分即チ現今ノ政府ノ人ガ之ヲイヤガル、イヤガルト云フノハ唯是

レガアレバ自分ノ非難ヲ言ハセヌ様ニ幾ラカ止メラレルト云フ位ノ考ヘデアラウト思フ、是レモソリヤー其局ニ當ツテ見マスルト、我ミモ久シク政府部内ニ居リマシタガ、サウ云フ様ナ考ヘノ時トシテ出ヌコトハ無イケレドモ是レ能ク心ナ平ニシテ御考ヘニナッタラバ、夫レハ甚ダ僻論デアルト云フコトハ自ラ御悟リニナルデアラウト思フ、尤モ此事モ時勢ニ依ツテハ或ハ必要ナコトモアッタニ違ヒナカラウト思ヒマス、是レマデノ沿革ナート通リ御話スルモ強チ無益デハナカラウト存ジマスカラ簡短ニ沿革ナ申述ベテ置キマスルガ、抑々此新聞紙條例ノ始リト云フモノハ明治八年デアリマス、尤モ夫レヨリ以前ニ新聞紙條例ト云フモノガアリマシタケレドモ是レハ今日ノ様ナ細密ナ法律デハナカラウト存ジマス、夫レハドウモ見出シマセヌカラ、ドンナモノデアッタカ知レマセヌガ、隨分其頃ハ無茶苦茶ナモノヲ書イタノデ、夫レカラ明治八年ノ時ニ地方官會議ト云フモノナ起スニ一方ニ斯ノ如キ無茶苦茶ナ事ヲ言ハセテ夫レデ制裁ガ無クテハ一國ノ治安ハ保テヌト云フ所カラ、明治八年ノ六月二十八日ノコトデゴザイマス、第百十一號ノ布告ヲ以テ公布サレタノガ其時ノ新聞紙條例デアル、此新聞紙條例ヲ發布致シタ時ニハ諸君モ御記憶デアリマセウガ大層反對者ガアッタ、反對者ノミナラズ甚シキハ當局官吏ノ中に反對者ガアッテ内務省杯デ……是レハ内務デ取扱フベキモノデアルトシタ所デ、内務ノ官員杯ガ中ニ斯ンナモノヲ拘ヘテ迎モ行レル話デナイト斯ウ云フ論ガアッテ餘程政府ノ内外ニ異論ガアッタ、急ニ行レナイ様ナ有様デアリマシタ、夫レカラ本員ハ丁度其時分内閣……太政官ノ書記官見タ様ナコトニシテ居リマシタガ、其條例ノ得失ハ免モ角モ一旦布告シタモノナ行ハナイト云フ様ナコトガアルモノヂヤーナイ、是レハ是非行フガ宜イ、又其中ノ箇條ニ不都合ナコトガアルナラバドレ丈ケデモ修正スルガ宜イケレドモ、一旦政府ガ命令シテ布告シタモノナ免ヤ角ト云ウテ實際ニ行ハヌト云フコトハ甚ダ有ルマジキコトデアッテ、一國ノ政治上ノ維持ニ差支ヘルト云フ所カラ、實ハ本員ハマア物好キナコトデアリマシタカ知ラヌケレドモ、内務省ニ這入リマシテ夫レカラ之ヲ實行スルコトナ致シタ、夫レカラ大變ニ非難ヲ受ケテ其頃ニハ遂ニハ我ミ共ヘ脅迫狀ヲ送ッタリ色ミナ冷カシノ斬ルトカ研ツルトカ云フ様ナ文章抔モ來タコトモゴザイマス、然レドモ其時ニ於テサヘスラ其位反對ノアッタ新聞紙條例デアリマシタケレドモ、今日ノ雑報ヲ發行セントスル者ハ持主若クハ社主ヨリ其ノ府縣廳ヲ經由シテ願書ヲ内務省ニ捧ケ允准ヲ得ヘシ允准ヲ得スシテ發行スル者ハ法司ニ付シ罪ヲ論シ

發行ナ禁止シ持主若クハ社主及編輯人印刷人各々罰金百圓ヲ科ス其ノ詐テ官准ノ名ヲ冒ス者ハ各々罰金百圓以上二百圓以下ヲ科シ更ニ印刷器ヲ沒入ス」  
 是レ抔ハ發行禁止ト云フコトハアリマスケレドモ法司ニ付シ罪ヲ論ジト云フ  
 ノデアッテ、之ヲ裁判所ヘ持出シテ裁判所デ果シテ罪ガアルトシタ時ニ始メ  
 テ禁止スルノデアリマス、「第二條、願書ニ舉クヘキノ目左ノ如シ、一、紙若  
 タハ書ノ題號、二、刷行ノ定期、三、持主ノ姓名住所、四、編輯人ノ姓名住所、  
 五、印刷人ノ姓名住所、右ノ五目中詐謬アル者ハ發行ナ禁止行クハ停止シ仍  
 未願人ニ向テ十圓以上百圓以下ノ罪金ヲ科ス」是レハマー此條ハ何モ格別  
 ノコトハゴザイマセヌ「第三條、編輯人若クハ編輯人長ヲ定メ刷行スルコトナ得但シ……」  
 ○渡邊驥君 其位ナ事ハ皆承知シテ居ルノデゴザイマスカラ御止メニナッ  
 テハトウデアリマスカ、  
 ○公爵近衛篤磨君 格別必要ノナイ事デアリマスカラ御止メニナッタラド  
 ウデスカ、  
 ○男爵伊達宗教君 尾崎君ニ注意致シタイ、此案ニ附イテハ反對ノ意思ナ  
 持ツテ居ル者ハナイ、或ハ有ツテモ貞心ニ愧ズルカ黙ツテ居テ表面キニ反對  
 ナ唱ヘル者ハ居リマセカラ御止メニナッテモ宜カラウト思ヒマス、  
 ○尾崎三良君 夫レ位ナ諸君ノ意思ナレバヨシマセウ、夫レカラ發行ノ停  
 止禁止ナシマシタノハ明治十三年十月十二日第四十五條ノ單行布告ナ以テ  
 「已ニ許可ナ經タル新聞紙雜誌雜報國安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト  
 認メタルトキハ内務卿ニ於テ其發行ナ禁止シ又ハ停止スヘシ」是レハ明治十  
 三年ニ新聞條例改正ノ單行布告ナ以テ斯ウ云フ事が出タノデアリマス、此時  
 ハ私ハ海外ヘ往ツテ居リマシテドウ云フ理由デ斯ウ云フ事が出マシタカ知リ  
 マセヌケレドモ隨分此頃ハ政黨者ガ盛ニアッテ色ニナ危激ナ論ガアリマシタ  
 カラ其時ニ取ツテ已ムナ得ズスウ云フコトナ出シタンデアラウト本員ハ思ウ  
 テ居リマス、デ其政黨者流ノ人氣ガ一時立ツタ時ニハ或ハ己ムナ得ナカッ  
 タカモ知レマセヌガ其事が鎮ツタナラバ是レハ廢止セラル、モノニアラウト  
 思ウテ居ル、是レハ一時ノ丁度、昨年魯西亞皇太子ノ時ノ緊急勅令見タ様ナ  
 モノデアルト思ウテ居リマシタ、所が明治十六年ニ至ツテ又細密ナ新聞紙條  
 例ガ出マシタ、其時モ未ダサウ云フ形勢ガ已マナカッタ見エマシテ發行停  
 止禁止ノ條ガ加ツテ居リマシタ、此時ハ夫レノミナラズ一層嚴密ノ法ガ出テ  
 新聞紙ヲ發行スルモノハ東京ニ於テハ千圓大阪京都神戸横濱長崎ニ於テハ  
 百圓其他ハ三百五十圓ノ保證金ヲ前以テ納メ子バナラヌト云フコトニナッタ  
 ノデゴザイマス、夫レカラ明治二十年ニ又新聞紙條例ヲ改正シテ其時ハ最早  
 追ニ議會ノ開設ニ近ヅイテ居ルカラ斯ウ云フモノハ總テ改正シテ幾分カ其方

針ニ向ケナケレバナラヌト云フ論デアリマシタ、所ガ如何セム我ニノ希望シ  
 テ居ル所ノ發行停止禁止ト云フモノハ其時モ矢張リ殘ツテマダ暫クスウシテ  
 置カナケレバナラヌト云フ説デアリマシタ、是レハ元老院ニハ確カ檢視ニ付  
 セラレテ議スルコトハ出來ナカッタ思ヒス、併ナガラ其時ニ少シ善クナッ  
 タノハ人ヲ誹謗致シタ場合デモ公ケノタメト云フ場合ニハ證據立テナシ  
 デ其罪ヲ免レルコトガ出來ルトナッタノガ一ノ進歩デゴザイマス、斯ノ如キ  
 沿革ヲ逐ウテ來テ居リマスカラドウシテモ憲法ヲ行フ場合ニハ憲法ノ精神ニ  
 矛盾スル法律ハドウシテモ改メナケレバナラヌ、夫レ故ニ本員等ハ元老院奉  
 職中ニ新聞紙條例改正ノ意見書ト云フモノヲ提出致シタコトガアル、其時ハ  
 矢張リ此發行ノ停止禁止ト云フモノヲ行政官ニ一任セズシテ果シテ治安妨害  
 ナリ風俗壞亂ナリト云フコトニナッタ時ニハ之ヲ裁判所ヘ持ツテ徃ツテ裁判  
 所デ裁判ヲシテ其上デ之ヲ沒收スルナリ或ハ停メルナリスルガ宜イト……尤  
 モ裁判所ノ裁判ヲ待ツト云フト大變緩慢ニナルニ依ツテ一面ハ警察署デ差押  
 ヘ一面ハ裁判所ニ訴ヘル、所デ之ヲ裁判所デ無罪放免シタ時ニハ差押ヘタ新  
 聞紙ハ放タ子バナラヌ、若シ又有罪トシテ言渡シタ時ニハ之ヲ沒收シテ  
 仕舞フ、此位ノコトデアリマシタガ夫レモ行レナカッタ、斯ノ如ク輿論ト言  
 ヒ又今日ノ立憲政治ニ對シテ竝ビ立タナイ此法律ノ條件ヲバ何故ニ存シテ置  
 カニヤナラヌカ、ドウモ之ヲ十分ニ辯明スル人ガナイ、政府委員ト雖モ是レ  
 ハチヨツト見タ所デハ、チヨツトデハナイ當リ前ニ見ル所デハ此條件ヲ除ク  
 ト云フコトハ至極尤ナ道理アルコトデアル、道理アルコトナレバ何故出来ヌ  
 カト言ヘバ夫レハ時勢ガ許サヌ、時勢ト云フコトハ誠ニ漠然タルコトデアル  
 ケレドモ、之ヲ解スレバ何分今ノ政府ニ對シテ不便デアルト云フコトニ違ヒ  
 ナイ、ケレドモ到底之ヲ以テ政府ノ人望ヲ收メルト云フコトハ……却ツテ反  
 對ノ結果ガナカラウカト本員等ハ思フ、夫レヨリモモット胸襟ヲ披イテ十分  
 言ハセルコトハ言ハセテ、其上誰レガ見テモ罪犯ヲ教唆スル様ナモノデアル  
 トカ、實ニ國家ヲ顛覆スルト云フ様ナモノデアルトカ云フ時ニハ之ヲ裁判所  
 ニ持ツテ往ツテ相當ノ處分ナシテ差支ナイデアラウ、人ノ物ヲ言フノナ、段  
 々谷子爵ヨリモ述ベラレマシタ通リ之ヲ無理ニ止メルト云フコトニナルトソ  
 ロカ、實ニ國家ヲ顛覆スルト云フ様ナモノデアルトカ云フ時ニハ之ヲ裁判所  
 ニ持ツテ往ツテ相当ノ處分ナシテ差支ナイデアラウ、人ノ物ヲ言フノナ、段  
 フコトガアル、古ヨリ人ノロチ塞グハ猶ホ河ヲ塞グガ如シト云フコトガア  
 ル、是レハ千古ノ格言デアッテ甚ダ得策ナイ、今ノ政府ノタメニシテモ得  
 策ナイ、況ヤ一國ノ人民ノタメニ取ツテハ甚ダ宜シクナイ、夫レカラ今度  
 ノ修正案ニシマスルト七日以内ニシテ理由ヲ示ス成ル程今マデノ様ニ理由  
 モ示サズ期限モナク停メタヨリモ幾何カ善イカモ知レマセヌガ、若シ此事柄  
 が行政官一人ノ脳髄ヲ以テ人ノ罪ヲ定メルト云フ事柄ハ宜クナイカラ改メ子

バナラヌ、改メ子バナラヌト云フコトナレバ何ゾ少シヅ、改メルト云フ様ナ

コトナ言フノデアリマスカ、丁度隣ノ鶏ナ倫ム様ナモノデ、倫ムノガ惡ルイ

ト極マレバ今マデハ五六羽ヅ、倫ンデ居ツタガ、倫ムノハ惡ルイカラニツ三

ツ位ニシヤウ、一時ニ止メテハ臺所ニ品ガナクナルト云フコトハ言ハレマ

イ、是レハ絕對的ニ是非必要デアル、ノミナラズ憲法ニ於テモ必要デアルト

云フ論ガアレバ或ハ又幾何カ夫レハ一ツノ論ト言ハザルヲ得ヌガサウ云フ者

ハ一人モナイ、是レハ廢メ子バナラヌケレドモ一時ニ廢メルト今マデ倫ミ居

ツタモノガ俄ニナクナルノハ困ルカラマ一少シヅ、廢メテ夫レカラ後ニ残ラ

ズ廢メルト云フノハドウモ是レハ條理ノ立タヌ論デアラウ、夫レカラ政府委

員カラ新聞紙屋ガ迷惑ナスルト云フコトニ附イテ駆撃ガアリマシテ營業ナ差

止メルト新聞紙屋ガ迷惑ナスルト云フケレドモ新聞紙屋ハ普通ノ營業デハナ

イカラ夫レ位ナコトハ平常カラ覺悟ナシテ置カニヤナラヌト云フ御論デアッ

タ、成ル程普通ノ營業デハナイ、夫レダカラコソ初カラ夫ニ願出ロトカ何トカ

彼トカ云フムヅカシイ規則ガアル、併ナガラ一旦營業ナ許シタ以上ハ之ヲ差

止メルト云フ上ニ於テ一人ノ官吏ノ脳髓ニ依ツテ差止メルト云フコトハ是レ

ハ道理ニ背イテ居ル、今日人民ノ權利ト云フモノナ認メラレタ時ニ於テハ甚

ダ道理ニ背イテ居ル、又差止メル必要ガアルナラバ裁判所ヘ持ツテ往ツテ止メ

ルコトニシナケレバ事理ニ合ハナイ、是レハ擅制時代ノ泣ク兒ト地頭ニハ敵

ハヌ無理ヲ言フ者ダト云フ時代ハ仕方ガナイガ、今日ノ如ク憲法ヲ行ウテ人

民ニ物ナ言ハセルト云フ時代ニナツデハ新聞紙ナリ演説ナリ言フコトハ十分

ニ言ハレルノデアル、言ハレル以上ハ人民ニ參政權ヲ與ヘタ以上ハ是非政治

テ見ルト其場合ニハ殆ド政府ノ役人ト云フモノハ被告ノ地位ニ立ツテ居ル、

其被告ノ地位ニ立ツテ居ル者ニ言フコトハ免レマセヌ、依ツテハ今日ノ如

キ場合ニ於テハ何ハ捌置キ發行停止禁止ヲ行政官一人ノ脳髓デ斷行スル……

トナカモ知レマセヌケレドモ、ドウセ内務大臣ガ何デアラウガ彼デアラウルト思フ、ドウカ是レハ滿場ノ諸君並ニ政府ニ於テモ今日ハ元老トモ云ハレル歴々ノ人デアル以上ハドウカ是レ等ノ擅制時代ノモノハ早ク取除ケテ後世ニ繼クベキ者ニ善イモノヲ引渡サレルコトナ望ミマス、マダ大變ニ述ベルコトハ澤山ニアリマスケレドモ諸君ガ御退屈ノ様デアリマスカラ先ヅ是レ位デ

ヨシマセウ、  
〔加藤弘之君演壇ニ登ル〕

○加藤弘之君 私モ前々カラ此新聞紙條例ニハ大分……條例ヲ其持ヘルコトニハ掛リマセヌ、ケレドモ此會議デハ大分縁ノアツタ男デスカラ少シ簡單ニ述ベタイ、其原案ト修正案……私ハドチラニシテモ隨分困ツタ案ト思フ、シテ治安妨害ト云フ名ヲ附ケテ役人妨害ト云フ様ナモノヲ罰スルト云フ様ナコトガ出來ル、其日ノサヘスレバ宜カラウト……翌日ハドウ云フ惡ルイコトナ書クカ善イコトナ書クカ分ラヌカラ甚ダ惡ルイト、夫レハマアート通り尤デアリマスケレドモ、併シ其日ノナ差押ヘルト云フノハ殆ド無駄ノ話デ、差押ヘルマデノ間ニハ大抵出テ仕舞ヒマス、十ノ七八ハ出テ仕舞フ、アトノ僅ノモノヲ唯差押ヘル、夫レデ何モ差押ヘルト云フ方ノ目途ト云フモノハ少シモ達スルコトハ出來ナイ、唯其是レガ惡ルイカラ廢スルト云フ目途ハ達スルコトハ出來ル、唯其日ノ發賣額布ヲ禁ズルト云フ目途ハ殆ド達シナイ位ノモノデアル、大抵ハ夫レマデニ人が讀ンデ仕舞フノデアル、夫レデ此修正ハ一週間ト云フコトガ出タ、今マデノ無期ト云フ様ナコトデハ惡ルイ、一週トスレバ限りガアルカラ餘程其方が宜カラウ、サウシテ又三浦君杯ノ御話デハ段々是レカラ進ンデ行ク階梯ニシテ一週間ニシテ置カウト云フノデ出タ、出タケレドモ其或ル人ノ說ナ聞イテ見ルト一週停メテ夫レカラ直キニ一日許シテ直キニ又停メルカモ知レヌ、サウ云フコトモ是レマデ幾ラモアツタ、サウ云フコトナ聞イテ見マスルト此奴モ又チヨイト許シテ置イテ又停メテ夫レナニ三度スレバ同ジコトニナル、一ツ充ニ切レル丈ケノコトデアル、サウスルト此目途ト云フコトハ殆ド先ツ達シナイ様ナモノデアル、デ一體ノ此禁止停止ト云フコトナ聞イテ見マスルト此奴モ又チヨイト許シテ置カウト云フノデモサウ云フ場合デハナイ、ドウモ其今ノ谷君ノ治安妨害ト云フ様ナコトナ云ハレタ様ナコトハ澤山ナイトハ云ヘナイ、夫レカラ或ハ其惡ルイ事ヲ言ヒサウナ時分ニマダ言ハヌ中ニ豫防スルト云フ様ナコトモアルト云フ様ナ評判モアルノデ、夫レハ私ハ能ク知リマセヌケレドモソソナ様ナコトデ治安妨害ヨリハ却ツテ役人妨害ト云フ様ナ方ガ澤山アルト云フ様ナコトデアツテハ誠ニ

體修正ノ考へガアルノデ、其箇條バカリデナイノデアルカラ今日ノ修正ニハ持出スコトハ出來ナイノデ、唯一應其大畧ノ御話ヲシテ諸君ノ御参考ニ入レテ御考ヘチ願フタメニ唯ザット御話ヲスルノデアル、ドウモ斯ウ云フ厄介物デアッテハドウシテモ此儘ニシテ置クコトハ出來ナイ、夫レナ夫レガ惡ルイカラト言ツテ此治安妨害風俗壞亂ノ取締ヲ盡ク捨テ仕舞フト云フコトハ私ハ餘程危イコト思フ、併ナガラ又或ハ一説ニハ此新聞紙條例ノ三十二條トサウシテ三十三條ニアルト、二十二條ニハ治安ノ妨害ノ取締ガ十分附イテ居ル、サウシテ三十三條ニ又風俗壞亂ノ方ノ取締ガ十分ニ附イテ居ルカラ夫レデ此十九條ノ様ナコトハ入ラヌト云フ說ガアルノデ、アリマスルケレドモ私ハ能ク考ヘテ見マスルト是レハ少シ違フ様ニ思ハレル、新聞紙條例ヲ御持チデゴザイマスレバ御持チノ御方ハチヨット御覽ナス、下サルト宜シウゾザイマスガ、三十二條ニ「政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂セントスル論說ヲ記載シタルトキハ發行人編輯人印刷人ヲ二年以上下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以上三百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」、此政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂スルト云フノハート通リノ治安妨害トハ違ツテ餘程是レハ大キナコト、政體ヲ變壞スル拵ト云フノハ大変ナ話デ、或ハ日本ノ政體ヲ共和政治ニシヤウト云フ様ナノガ政體ノ變壞ト云フコトデ餘程是レハ酷イ話、夫レカラ朝憲ヲ紊亂スル、此朝憲ト云フノハ何ノコトデアルカ、他ノ法律ヤ條例ニハ澤山ハアリマセヌカラ分リマセヌガ先ヅ此所ノ意味デ見ルト憲法ノ様ニ思ハレル、二十二年ノ……

〔子爵津輕承叙君「加藤君ニチヨット申上ダマスガドウカ成ルベク簡單ニ願ヒタイモノデコザイマス」ト述ブ〕

ト一通り申シマセヌトシソコデ朝憲ヲ紊亂スルト云フノハ朝憲ハ憲法ト見テ宜カラウ、夫レデ政體ヲ變壞シ憲法ヲ紊亂スルト云フノハート通リノ治安妨害ヨリハ重イコトデアル、夫レデ此唯今ノ十九條ト云フモノナ先ヅ其原案ノ通りニ唯其時ノ新聞ヲ差押ヘルト云フバカリデハ治安妨害ノ取締ト云フモノハ此中ニ無クナッテ仕舞フ様ニ思ハレル、新聞紙條例中ニ夫レデ憲法紊亂デアリマセヌデモ或ハ夫レ程重イコトデナクテモ法律的ノコトナ妨害スルコトモアリマセウ、或ハソノ政治上ノコトニ附イテ行政上ノ妨害モアリマセウ、サウ云フコトハ朝憲ヲ紊亂スルト云フ様ナ大キナコトニハナラナイ、夫レデアルカラ此原案ノ通りニシテ仕舞ヒマスルト茲ノ治安妨害ト云フモノハ箇條ガ無クナッテ仕舞フ、夫レデ私ノ望ム所ハ此十九條ト云フ様ナモノハ無クシテ仕舞ツテサウシテ三十三條ニ猥褻ノ新聞紙ヲ發行スルトキハ斯ウヘト云フ罰ガアル、其ノ方ニ……其三十三條ニ治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スル新聞紙ヲ發行スルトキハ發行人ヲ斯ウスコト云フ罰ヲ付ケル、サウ云フ鹽梅ニ致シマスルトソノチヨイト今ノ停止ノ様ニ政府ハ決シテ輕ミシク出來ルコ

トデハナイ、或ハソノ禁錮ニスルトカ罰金ヲ付ケルトカ云フコトデアルカラ決シテノ政府ガ幾ラソノ自分ノ勝手ナコトヲシヤウト考ヘタ所ガ發行停止チシタリ禁止ヲスル様ニ容易ク出來ルコトデハナイ、サウ致シマスレバ真ニアッテハドウシテモ此儘ニシテ置クコトハナイ、サウナレバ政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂スル拵ト云フ程餘程危イコト思フ、併ナガラ又或ハ一説ニハ此新聞紙條例ノ三十二條トサウシテ三十三條ニアルト、二十二條ニハ治安ノ妨害ノ取締ガ十分附イテ居ル、サウシテ三十三條ニ又風俗壞亂ノ方ノ取締ガ十分ニ附イテ居ルカラ夫レデ此十九條ノ様ナコトハ入ラヌト云フ說ガアルノデ、アリマスルケレドモ私ハ能ク考ヘテ見マスルト是レハ少シ違フ様ニ思ハレル、新聞紙條例ヲ御持チデゴザイマスレバ御持チノ御方ハチヨット御覽ナス、下サルト宜シウゾザイマスガ、三十二條ニ「政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂セントスル論說ヲ記載シタルトキハ發行人編輯人印刷人ヲ二年以上下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以上三百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」、此政體ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂スルト云フノハート通リノ治安妨害トハ違ツテ餘程是レハ大キナコト、政體ヲ變壞スル拵ト云フノハ大変ナ話デ、或ハ日本ノ政體ヲ共和政治ニシヤウト云フ様ナノガ政體ノ變壞ト云フコトデ餘程是レハ酷イ話、夫レカラ朝憲ヲ紊亂スル、此朝憲ト云フノハ何ノコトデアルカ、他ノ法律ヤ條例ニハ澤山ハアリマセヌカラ分リマセヌガ先ヅ此所ノ意味デ見ルト憲法ノ様ニ思ハレル、二十二年ノ……

○議長侯爵蜂須賀茂詔君　加藤君ニ申シマスガ今日ノ案ニ贊成トカ反対トカ云フコトヲ御述ベニナル様ニ……

○加藤弘之君　是レカラ申シマスノデ、二十條ノ原案ニ贊成スルコトガ出来ナイト云フノハ其譯デ、治安妨害ト云フコトガ丸デ新聞紙條例中ニ箇條ガ無クナッテ仕舞フ、私モマダ能ク熟考ヲシタコトハアリマセヌガ熟考シテ是レガ宜シイコトナラ此次ニデモ出スコトハ出來マセウガ今度ハ決シテ出スコトハ出來ナイ、是レハ修正案ハドウモ仕様ガナイト思フ、修正案チャーガーはセヌ原案ダ、原案ハドウモ仕様ガガーセヌ、修正案モ仕様ガガーセヌガ修正案ニハマダ治安妨害ノ取締ノ形ガ殘ツテ居リマスカラ夫レデ其方ガ寧ロ……是レモ決シテ十分トハ思ヒマセヌケレドモ今日ハ已ムコトヲ得ズ之ニ贊成シテ置クヨリ仕様ガ無イト云フ考ヘデアリマス、

○議長侯爵蜂須賀茂詔君　最早大抵討論モ盡キタト存ジマスルニ依ツテ第二讀會ヲ開クベキヤ否ヤノ決ヲ採リマセウト存ジマス、

〔公爵近衛篤磨君「チヨット伺ヒマスガ第二讀會ニ移ルベシト云フノハ原案ヲ贊成スルト云フガハデスナ」ト述ブ〕

夫レハ念ノタメ申シ置キマスガ、二讀會ニ移ルベキト云フコトデアレバ即チ夫レデアルカラ此原案ノ通りニシテ仕舞ヒマスルト茲ノ治安妨害ト云フモノハ箇條ガ無クナッテ仕舞フ、夫レデ私ノ望ム所ハ此十九條ト云フ様ナモノハ無クシテ仕舞ツテサウシテ三十三條ニ猥褻ノ新聞紙ヲ發行スルトキハ斯ウヘト云フ罰ガアル、其ノ方ニ……其三十三條ニ治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スルカラ原案ニ決スルカ夫レハ第二讀會ニ移ツテノ後ノコトデゴザイマス、唯今此案ノ第二讀會ニ移ルベキヤ否ヤノコトデ……

- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 醒醐侯爵、  
 ○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 第二讀會ニ際シマシテ過刻申述ベマシタ通り委員ノ修  
 正案ヲ賛成ナ致シマス、  
 ○議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 他ニ御發議ガゴザリマセ子バ表決ニ付シマ  
 ス、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君)「ソコハモウ分リマシタ」ト述ブ
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君)「ナルホド」ト述ブ
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君)「ナルカ原案ニナルカナ決スルノデゴザイマス、
- 本案第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 起立者 多數
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半數ト認メマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 議事日程ヲ變更シテ直ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ  
 起立者 多數
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 小笠原子爵ニ賛成シマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 小笠原子爵ヨリ議事日程ヲ變更シ直ニ第二讀  
 會ヲ開クト議フ動議デゴザイマス、此說ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 起立者 多數
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半數ト認メマス、議事日程變更ニナリマシ  
 テ直ニ第二讀會ヲ開キマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君)「第二讀會ニ際シマシテモ……」ト述ブ
- 暫ク、唯今朗讀ナ致サセマス、
- 〔侯爵醍醐忠順君〕ハイト述ブ
- 〔有賀書記官朗讀〕
- 明治二十年勅令第七十五號新聞紙條例第十九條ヲ削除シ第二十條ヲ左ノ通  
 改正ス
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半數デゴザイマス、直ニ第三讀會ヲ開キマ  
 ス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 直ニ決ヲ採リマスル、第二讀會ノ決議案即チ  
 原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半數デゴザイマス、可決セラレマシタ、
- 山川浩君 今ノハモウ御濟ニナッタンデゴザイマスカ、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 左様デゴザイマス、
- 山川浩君 チヨット先達テ本員カラ質問書ノコトデゴザイマスガ松平子  
 爵米津子爵及本員カラ衆議院解散ニ付テノ質問書ヲ出シテ置キマシタガ答辯  
 ガゴザイマセヌデ先達テ議長閣下ヲ煩ハシマシテ催促ニ及ビマシタガ未ダ其  
 返事が御手元ヘハ參ッテ居ラヌノデゴザイマスカ、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 未ダ何トモ承リマセヌ、早速其御請求ノ趣ハ  
 申シテ置キマシタ、
- 〔侯爵醍醐忠順君〕モウ宜シウゴザイマスカト述ブ
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 過半數ト認メマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 氏名點呼ノ結果ヲ御報告ニ及ビマスル、出席  
 總數百八十四、可トスル議員九十四、否トスル議員九十、依テ委員ノ修正  
 ニ決シマシテゴザイマス、
- 男爵西五辻文仲君 議事日程ヲ追加シテ直ニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ  
 希望シマス、
- 男爵中川興長君 賛成、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 暫ク御靜カニ願ヒマス、西五辻男爵ヨリ議事  
 日程ヲ變更シテ直ニ第三讀會ヲ開クト云フ、此動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請  
 ヒマス、
- 議長(侯爵蜂須賀茂詔君) 起立者 多數

○山川浩君 尚ホモウ一應御催促下サル様ニ……：

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 承知致シマシタ、明後日ハ……段々配布ノ後  
二日ヲ經テ議案モアリマスケレドモ、併シ兼テ度々御相談致シマシタ通り會  
期モ短イコトデゴザイマスカラ配布ノ後二日ヲ經マセヌデモ明後日ノ議事日  
程ニ載セルコトニ致ス積リテゴザイマス、別段御異議ガゴザイマセヌケレバ  
其事ニ致シマス、然ラバ明後日ノ議事日程ヲ御報告ニ及ビマス、午前十時  
開議、第一、請願委員長伯爵清樓家教君報告、第二、(甲)鐵道比較線路決定  
ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、緊急事件、第一讀會ノ續、特別委  
員長報告、第三、(丙)鐵道比較線路決定ニ關スル法律案、政府提出、衆議院  
送付、緊急事件、第一讀會ノ續、特別委員長報告、第四、(丁)鐵道比較線路決  
定ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、緊急事件、第一讀會ノ續、特別委  
員長報告、第五、鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、緊急事  
件、第一讀會ノ續、特別委員長報告、第六、(己)鐵道比較線路決定ニ關スル  
法律案、政府提出、衆議院送付、緊急事件、第一讀會ノ續、特別委員長報  
告、第七、實業教育費國庫補助法案、政府提出、衆議院送付、緊急事件、第  
一讀會、第八、國事ニ關スル犯罪ノ爲メ諸祿ヲ沒收セラレタル者ニ關スル法  
律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、特別委員長報告、第九、紙幣  
模造取締法案、第二讀會、第十、國稅徵收法中改正法律案、政府提出、衆議  
院送付、第一讀會、第十一、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第  
十二、明治二十二年勅令第百四十一號第一條改正法律案、政府提出、衆議院  
送付、第一讀會、第十三、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第  
十四、明治二十三年法律第四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀  
會、第十五、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第十六、軍用電信  
條例法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十七、右議案ノ審査ヲ付  
託スベキ特別委員ノ選舉、第十八、沖繩縣八重山島風土病驅除建議案、會  
議、本日ハ散會、

午後四時二分散會